第７　そ　　の　　他

1　県税徴収対策及び市町村税徴収支援対策実施要綱
2　軽油特別調査班設置要綱
3　家屋評価班設置要綱
4　外形標準課税調査班設置要綱
5　税務事務電算処理概要
6　令和６年度都道府県税決算見込額調
7　税目別決算見込額調（全国計・令和３年度～令和６年度）
8　令和７年度地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳
9　県税の税率等の推移
10　ふるさと信州寄付金の受付実績及び推移
11　県税事務所管轄区域の状況
12　県税事務所管轄区域図

1　県税徴収対策及び市町村税徴収支援対策実施要綱

平成 30 年３月 27 日付け 29 税徴第 42 号通知
令和６年５月 31 日付け６税第 213 号一部改正

（趣旨）

第１　この要綱は、県税の滞納整理を効果的に行い税収の確保と未収金の縮減に資すること及び県・市町村間連携による個人住民税を中心とした滞納整理の強化に資するため、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　県税事務所　県税事務所の設置に関する条例（以下「条例」という。）第２条の規定により設置された場所にある事務所

(2)　地域事務所　条例第３条及び長野県組織規則の規定により県税事務所に付置される事務所

（業務）

第３　県税徴収対策及び地方税法第 41 条に規定する個人県民税を含めた市町村税徴収支援対策として実施する業務は次のとおりとする。

１　県税の収入確保と未収金の縮減に関すること

２　個人住民税の徴収対策に関する次に掲げる事項

(1)　協定に基づき県と市町村が協働して実施する併任徴収業務に関すること

(2)　地方税法第 739 条の５に規定する個人の県民税に係る徴収及び滞納処分の特例徴収業務に関すること

３　市町村税の徴収支援に関する次に掲げる事項

(1)　市町村税務職員の徴収技術向上のための研修に関すること

(2)　市町村の滞納整理促進のための会議の開催及び技術的支援・助言に関すること

(3)　県と市町村が共同で行う文書催告及び滞納整理に関すること

（県税事務所及び地域事務所の事務の執行）

第４　事務の執行に当たっては、各県税事務所（地域事務所を含む。）の管轄範囲や職員体制等の規模が異なることを十分に勘案し、地域の実態に即した執務体制が構築できるよう努めなければならない。

２　県税事務所と地域事務所は常に密接に連携、協力するものとし、職員体制はもとより、業務の難易、繁閑に応じて県税事務所から地域事務所への支援、地域事務所から県税事務所及び他の地域事務所への応援など柔軟な人員の融通や業務の引継ぎ、引受けを行い、県税事務所（地域事務所を含む。）における徴収業務の円滑かつ効率的な実施に努めなければならない。

（実施要領）

第５　この要綱で定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、実施要領で定める。

附　則

この要綱は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年１月１日から施行する。

県税徴収対策及び市町村税徴収支援対策実施要領

平成 30 年３月 27 日付け 29 税徴第 42 号通知
令和４年３月 11 日付け３税徴第 67 号一部改正
令和５年４月１日付け５税第 188 号一部改正
令和６年５月 31 日付け６税第 213 号一部改正

（趣旨）

第１　この要領は、県税徴収対策及び市町村税徴収支援対策実施要綱（以下「要綱」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２　この要領において使用する用語の意義は、要綱第２に定めるもののほか、次に定めるところによる。

エリア　県税事務所（地域事務所を含む。）の管轄区域をいう。

（県税徴収対策執行計画の策定等）

第３　要綱第３第１項に掲げる県税徴収対策業務の執行にあたり、毎年度、次による計画等を策定し、県税収入の確保と未収金の縮減に努める。

１　税務課長は、年度当初において前年度の目標、実績、課題等を総括し、「県税事務運営方針」に従って、徴収業務の指針となる「県税徴収対策」を策定する。

２　県税事務所長及び地域事務所長（以下「所長等」という。）は、各所の滞納状況や職員体制を勘案し、機能分担制又は地区分担制などの徴収体制を決定するとともに、本要領に定める業務を行う職員を指定した事務分担を決定する。

なお、地域事務所長は、地域事務所の徴収業務を統括して進行管理を行う責任者として徴収業務リーダーを置く。

３　所長等は、「県税徴収対策」に基づき、滞納案件や整理状況を十分に分析し、徴収率、収入未済額、滞納処分件数等の具体的数値目標を設定するとともに、県税事務所と地域事務所の連携や市町村支援に係る事項等を定めた「滞納整理計画」を策定する。また、収税課長、収税係長及び徴収業務リーダー（以下「収税課長等」という。）は、滞納整理計画における目標を達成するため協議の上、各所ごとに次の行動計画を策定する。なお、行動計画の策定に当たり、地域事務所においては、徴収以外の業務の繁忙期等における調整を図るものとする。

(1) 年間行動計画

毎年６月を始期とし翌年５月を終期とする年間の行動計画を策定し、各税目の賦課時期や決算期などを考慮した上で、各所の実情に合わせた適切な時期に、差押強化期間などの滞納整理重点取組期間を設定する。

(2) 月間行動計画

年間行動計画を確実に履行するため、各月の行事予定や一斉催告・電算処理日程び定期

的なヒアリング結果などを勘案して月間行動計画を作成する。

4　所長等及び収税課長等は、適期・適切なマネジメントの重要性を強く認識し、定期的に次のヒアリングを実施し、滞納整理が計画どおり推進されているか確認して的確な進行管理に努めるとともに、個別・具体的な事情を踏まえた処理方針を決定し、指示する。

(1) 数値管理

徴収実績や未納データ、滞納処分状況数値などを基に、前年度実績や他所等との比較及び職員ごとの実績を聞き取ることにより、行動計画に定めた事項が確実に実行されているかどうかを確認する。また、ヒアリング結果に応じて職員ごとに適切な指示をするとともに、年間目標達成ができるよう適宜行動計画に必要な修正を加え、徴収職員全員に周知する。

(2) 事案管理

滞納案件の個別ヒアリングを行い、案件の内容を正確に把握した上で、取るべき対応策を職員と管理監督者が共有することとし、経験の浅い職員をフォローする体制や困難案件等について所全体で解決に向け取り組める体制を整える。

（市町村支援担当の配置）

第４　要綱第３第２項及び第３項の業務を円滑に推進するため、各所に、個人住民税徴収対策と市町村税徴収支援に従事し、市町村窓口となる適切な人数の「市町村支援担当」を置く。

（個人住民税の徴収対策）

第５　要綱第３第２項に掲げる個人住民税徴収対策業務は、次により実施する。

1　別に定める「個人住民税併任徴収業務実施規程」

2　地方税法第 739 条の５及び別に定める「個人の県民税に係る徴収及び滞納処分の特例の実施に関する要綱」

（市町村税の徴収支援等）

第６　要綱第３第３項に掲げる市町村税徴収支援業務は次により実施する。

1　別に定める「市町村税務職員実務研修要綱・要領」

2　徴収事務の執行について援助を必要とする市町村に対し、日ごろから技術的支援・助言に努めるとともに、徴収成績の向上対策や個別の滞納事案解決のために採るべき徴収対策を検討するため、市町村ごとに個別調整会議を開催する。

3　県、市町村に共通する滞納者の場合は、市町村長と県税事務所長連名の文書催告や共同で行う滞納整理も活用するとともに、長野県地方税滞納整理機構との連携を図る。

（所長等の責務）

第７　要綱第４に定める執務体制の構築にあたり、所長等及び収税課長は次の事項に配意しなければならない。

1　所長等は、市町村の数や規模、滞納者数などの地域の実態を十分に把握し、常に密接な

連携を取り合って、時宜に適った県税事務所と地域事務所間の支援や応援の必要性を判断するとともに、柔軟な働き方を積極的に取り入れ、エリア内の効果的な徴収業務の配分や休暇の取りやすい環境づくりに努める。

2　収税課長は、エリアの徴収業務の責任者として、収税係長、徴収業務リーダー及び後記第８に定めるエリア支援担当と密接に連携し、エリア会議や個別調整会議など各種会議の開催や進行管理ヒアリングを実施するとともに、市町村税務職員実務研修や職場研修などの計画的な執行に努める。

（県税事務所と地域事務所の連携等）

第８　要綱第４第２項に定める県税事務所と地域事務所間の連携強化を図り、徴収業務の円滑かつ効率的な実施のため、次の体制を各エリアに整備する。

１　エリア支援担当の配置

税務課長は、各エリアに「エリア支援担当」を置き、次の業務を実施する。

ア　エリア全体の県税事務所及び市町村の徴収職員の実践力、資質向上を図るための日常業務を通じた滞納処分の様々な手法や実践方法の技術的指導、助言及び徴収技術の研修

イ　地域事務所の困難案件等の滞納整理の支援

ウ　エリア内の市町村支援担当の支援

エ　県税事務所と地域事務所の相互支援や人員融通の連絡調整

２　エリア徴収対策会議の開催

滞納整理計画、行動計画、進捗状況等に係る情報共有を図るとともに、県税事務所への引継ぎ、相互支援に関することなどを協議して、エリア内の徴収業務を県税事務所と地域事務所が一体となって推進するため、エリア徴収対策会議を定期的に開催する。

（徴収対策担当の支援）

第９　税務課長は、県税事務所及び地域事務所が徴収業務を円滑に推進するための支援を次のとおり行う。

ア　情報提供・共有、業務の改善等のための収税課長等会議の開催等

イ　職員の徴収技術向上のための研修会の開催や研修参加の推進

ウ　市町村支援担当の円滑な業務の実施のための研修会の開催や情報提供

エ　エリア支援業務の円滑な実施のためのエリア支援担当への指導等

（雑則）

第 10　この要領に定めるもののほか、必要な事項については各エリアの実情に応じて定めるものとする。

附　則

この要領は、平成 30 年４月１日から施行する。ただし、第３の「県税徴収対策」及び「滞納整理計画」については、平成 30 年６月１日から施行するものとする。

税務課徴収対策担当兼務職員設置要綱

令和４年３月 11 日付け３税徴第 67 号通知
令和５年６月 30 日付け５税第 241 号一部改正
令和６年２月 28 日付け５税第 633 号一部改正

（趣旨）

第１　この要綱は、県税事務所と管轄の地域事務所（「県税徴収対策及び市町村税徴収支援対策実施要綱」第２に定める地域事務所をいう。）の一層の連携を図り、徴収職員の能力向上や市町村税徴収支援の円滑な実施等に資するため、税務課徴収対策担当兼務職員（以下「兼務職員」という。）を県税事務所又は地域事務所に置くことについて、必要な事項を定めるものとする。

（兼務の発令等）

第２　県税事務所又は地域事務所に勤務を命ぜられた者は、県税事務所長の推薦に基づき、税務課徴収対策担当に兼務を発令されるものとする。

２　兼務職員が勤務する機関及び担当区域は、別表とおりとする。

（業務）

第３　兼務職員は、「県税徴収対策及び市町村税徴収支援対策実施要領」第８第１項に掲げるエリア支援担当の業務を行うほか、税務課徴収対策担当を本務とする職員とともに次の業務を行うものとする。

(1) 徴収業務に係る助言・指導、改善
(2) 徴収技術に係る調査研究
(3) 研修の講師
(4) 税務考査の考査員
(5) (1)及び(2)に係る県税事務所や市町村への情報提供

２　エリア支援の業務の実施については、当該区域を管轄する県税事務所長の決裁を受けるものとする。

（税務課徴収対策担当との連携）

第４　兼務職員は、税務課長が招集する会議に出席するものとする。

２　兼務職員は、エリア支援の実施状況について税務課徴収対策担当へ報告をするものとする。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（別表）

兼務職員が勤務する機関	担　当　区　域
総合県税事務所	総合県税事務所の管轄区域
総合県税事務所北信事務所	
東信県税事務所	東信県税事務所の管轄区域
東信県税事務所上田事務所	
南信県税事務所	南信県税事務所の管轄区域
南信県税事務所諏訪事務所	
南信県税事務所飯田事務所	
中信県税事務所	中信県税事務所の管轄区域
中信県税事務所木曽事務所	
中信県税事務所大町事務所	

個人住民税併任徴収業務実施規程

平成21年３月25日付け20税第345号通知
平成30年３月27日付け29税徴第43号一部改正

（趣旨）

第１　この規程は、県税徴収対策及び市町村税徴収支援対策実施要領第５の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（併任徴収の依頼）

第２　市町村長は、併任徴収の実施を希望するときは、依頼書（様式第１号）を知事に提出するものとする。

（協定の締結）

第３　知事は、市町村長から第２の規定による依頼書の提出があり、併任徴収を必要と認めるときは、当該市町村長と「県と市町村の協働による滞納整理に関する協定」（以下「併任協定」という。）を締結するものとする。

（併任期間）

第４　併任職員の併任期間は、原則として１年以内とし、年度を越えないものとする。

（併任職員が行う滞納整理業務）

第５　併任職員が行う滞納整理業務は、原則として１軒当たりの個人住民税の滞納額が50万円以上のもの及び市町村税の大口、対応困難なものとする。

（徴収金の充当）

第６　併任職員が行う滞納整理によって得た徴収金は、原則として、まず個人住民税に充当し、その後、その他の市町村税に充当するものとする。

（報告）

第７　併任協定の締結市町村の長は、併任職員が滞納整理に従事した場合は、併任職員滞納整理実績報告書（様式第２号）を毎年５月末日までに知事に報告するものとする。

２　知事は、前項に規定するもののほか、別に定めるところにより、報告を求めることができる。

（実施期日）

第８　この要領は、平成21年４月１日から実施する。

個人の県民税に係る徴収及び滞納処分の特例の実施に関する要綱

平成 21 年 11 月 10 日付け 21 税徴第 34 号通知
平成 29 年３月 28 日付け 28 税徴第 41 号一部改正
平成 30 年３月 28 日付け 29 税徴第 44 号一部改正
令和３年５月 24 日付け３税徴第 16 号一部改正
令和６年１月１日付け５税第 533 号一部改正

（目的）

第１　地方税法（以下「法」という。）第 739 条の５の規定による個人の県民税に係る徴収及び滞納処分の特例（以下「特例」という。）の実施に関して必要な事項について定める。

（引継ぎの対象とする徴収金）

第２　特例による引継ぎの対象とする徴収金は、高額滞納事案、徴収困難事案及びその他協議により引き継ぐことが適当であると認めた事案とする。

なお、引継ぎをする徴収金の選定にあたっては、納付の履歴、納付交渉の経過、滞納者の誠意の有無、それまでに把握されている財産の状況、負債の状況、差押えの有無等を考慮するものとする。

２　以下の事案については、引継ぎの対象としない。

（１）異議申立て又は訴訟等が提起されている事案

（２）相続による訴訟等により、相続人毎の納税義務の承継税額が確定するまでに相当の期間を要すると認められる事案

（３）個人の市町村民税及び森林環境税（以下「個人の市町村民税等」という。）以外の税目と併せて滞納処分に着手している事案

（４）破産手続開始決定、会社更生手続開始決定がなされている事案

（５）法又は市町村税条例の規定による徴収猶予又は換価猶予中の事案

（引継期間）

第３　引継期間は１年以内の継続した一定の期間とし、期間の終期は３月末とする。

ただし、次のいずれかに該当するものについては、期間が経過した場合においても、市町村長との協議により滞納処分を続行することができる。

ア　納付の委託を受けた有価証券の支払期限が引継期間内に到来しないもの

イ　差押財産の換価及び配当又は取立てが引継期間内に間に合わないもの

ウ　滞納処分に関し、審査請求又は訴訟が提起されたもの

エ　その他滞納処分の続行が適当と認められるもの

（市町村長との協議）

第４　県税事務所長は、個別調整会議（「県税徴収対策及び市町村税徴収支援対策実施要領」

平成 30 年３月 27 日付け 29 税徴第 42 号総務部長通知）等において、引継ぎ実施の可否、対象とする事案の選定及び期間について、市町村長と協議を行う。

なお、協議に当たっては、市町村で作成・管理している滞納整理票等の写し（以下「滞納整理表等」という。）により行うものとする。

（引継ぎの手続き）

第５　第４の協議が整った場合、以下の手続きにより徴収金の引継ぎを行う。

（１）同意書の徴取

ア　県税事務所長は、「個人の県民税の徴収及び滞納処分の特例に関する同意依頼書」（様式第１号の１）により市町村長に同意を求める。

イ　市町村長がこれに同意する場合は、「個人の県民税の徴収及び滞納処分の特例に関する同意書」（様式第１号の２）を県税事務所長に送付する。

（２）引継ぎの予告

市町村長は、引継ぎを行うこととした滞納者に対して、今後は徴収の権限が県税事務所長に引き継がれ、県税事務所長が直接滞納処分を実施することとなる旨を記載した「納税催告書兼徴収引継予告書」（様式第２号）により、納付（入）の催告をする。

（３）徴収引継書の交付

ア　市町村長は、「個人の県民税、個人の市町村民税等に係る徴収金引継書」（様式第３号の１）に、滞納整理票等を添付し、県税事務所長に交付する。

イ　県税事務所長は、アによる文書の交付を受けた場合には、「個人の県民税、個人の市町村民税等に係る徴収金引受書」（様式第３号の２）を市町村長に交付する。

（４）差押財産等の引継ぎ

市町村長は、滞納処分に着手している徴収金を引継ぐ場合は、当該滞納処分に係る差押財産等の引継ぎを以下の手続きにより行う。

ア　市町村長が占有している差押財産（動産、有価証券又は自動車、建設機械若しくは小型船舶に限る。）がある場合の引継ぎは、「差押関係書類引渡書」（正・副）（様式第４号）及び「差押財産引渡通知書」（正・副）（様式第５号）を作成し、差押関係書類とともに所管の県税事務所長に引き渡すことにより行う。この場合において、県の徴税吏員は署名（記名を含む。）押印した「差押関係書類引渡書」（副）及び「差押財産引渡通知書」（副）を返還する。

イ　アの差押財産以外の差押財産の引継ぎは、「差押関係書類引渡書」（正・副）を作成し、差押関係書類を所管の県税事務所長に引き渡すことにより行う。この場合において、県の徴税吏員は、署名（記名を含む。）押印した「差押関係書類引渡書」（副）を返還する。

ウ　イの規定にかかわらず、滞納者等又は第三者に保管させている差押財産の引継ぎは、「差押関係書類引渡書」（正・副）、「差押財産引渡通知書」（正・副）及び「差押財産引渡依頼書」（様式第６号）を作成し、差押関係書類とともに所管の県税事務所長に引き渡す。この場合において、県の徴税吏員は、署名（記名を含む。）押印した「差押関係書類引渡

書」（副）及び「差押財産引渡通知書」（副）を返還する。

エ　県税事務所長は、ウで引継ぎを受けた差押財産を保管する滞納者等又は第三者に対し、「差押財産引渡依頼書」を交付し、その財産の引渡しを受ける。ただし、必要があると認めるときは、引き継いだ差押財産を滞納者等又は第三者に保管させることができる。その場合には、その運搬が困難であるときを除き、その者の同意を受けなければならない。

オ　「差押財産引渡通知書」の交付の日の翌日以降の差押財産に係る保管に関する費用は、県の滞納処分費となる。

（５）滞納者への通知

県税事務所長は、徴収の引継ぎを受けたときは、遅滞なくその旨を「個人の県民税、個人の市町村民税等徴収引継通知書（県用）」（様式第７号）により滞納者に通知する。

（６）特例に係る徴収金の管理

県税事務所長は、市町村長から引継ぎを受けた徴収金については、「個人の県民税、個人の市町村民税等に係る特例徴収金整理簿」（様式第８号）及び「個人の県民税、個人の市町村民税等滞納整理票」（様式第９号）により管理する。

（徴収金の取扱い）

第６　県税事務所長が徴収した特例に係る徴収金は以下のとおり取扱う。

（１）徴収金の収納

県税事務所長が徴収した特例に係る徴収金は、歳入歳出外現金として取り扱うこととし、収入管理事務取扱要領（平成４年 12 月 21 日付け４税第 262 号総務部長通達）第８章第２節第１に規定する徴収受託金として収納する。

（２）市町村への払込み

県税事務所長は、徴収した特例に係る徴収金の全額（県の滞納処分費を除く）について、当該市町村に払い込むとともに、「個人の県民税、個人の市町村民税等払込通知書」（様式第 10 号）により当該市町村長に通知する。

（３）市町村から県への払込み

市町村は、特例に係る徴収金が県税事務所から払い込まれたときは、当該徴収金に係る県民税については、長野県県税条例（昭和 25 年９月６日付け条例第 41 号。以下「県税条例」という。）第 24 条の規定により払い込む。

（引継期間中の市町村と県税事務所の協力等）

第７　引継期間中における市町村との協力は以下による。

（１）市町村に納付（入）された場合の取扱い

ア　市町村長は、引継ぎに係る徴収金について、滞納者が納税通知書に記載した納付の場所に納付し、又は特別徴収義務者が市町村長の指定した場所に納入したときは、直ちにその旨を電話により県税事務所長に連絡するとともに、「個人の県民税、個人の市町村民税等納付（納入）報告書」（様式第 11 号）により報告をする。

イ　県税事務所長は、引き継いだ徴収金について市町村長から納付（入）の報告があった場合には、「個人の県民税、個人の市町村民税等に係る特例徴収金整理簿」（様式第８号）及び「個人の県民税、個人の市町村民税等滞納整理票」（様式第９号）に納付（入）金額を書き込むとともに、市町村に納付（入）された旨を記載する。

（２）滞納処分の手続き

特例により引き継いだ徴収金について、滞納処分の登記（登録を含む。以下同じ。）をする場合、登記の嘱託は県税事務所長名で行うが、登記権利者又は登記義務者の表示は、徴収の引継ぎをした市町村長名とする。

なお、登記を嘱託する県税事務所長が当該嘱託の権限を有する者であることを証する書面として、「個人の県民税、個人の市町村民税等に係る徴収金引継書」（様式第３号の１、当該滞納者に係る「別表」を添付すること。）の写しに、徴収の引継ぎをした旨の市町村徴税吏員の証明を受け嘱託書に添付する。（「道府県による個人の住民税の徴収について（平成 17 年４月１日付け総税市第 29 号総務省自治税務局市町村税課長通知）」を参照）

（３）現年度課税分の引継ぎ

引継ぎに係る滞納者が引継期間中に現年度課税分の個人住民税を滞納した場合には、市町村長は県税事務所長に協議し、協議が整った場合第５（３）から（５）により引継ぎの処理を行う。

（４）滞納者への納税証明書の交付

引継期間中に滞納者から納税証明書の交付申請があった場合、市町村長は納付の有無を電話により県税事務所長に確認する。

（市町村長への引継ぎ）

第８　引継期間を終了した場合、県税事務所長は滞納処分を続行するものを除き、以下の手続きにより市町村長へ徴収金の引継ぎを行う。

ただし、第４による協議の結果、滞納処分を続行するものとして市町村への引継ぎを行わないものについては、「個人の県民税、個人の市町村民税等の滞納処分の続行通知書」（様式第 18 号）を交付する。

（１）徴収金の引継ぎ

ア　県税事務所長は、「個人の県民税、個人の市町村民税等に係る徴収金引継書（返還用）」（様式第 12 号の１）に「個人の県民税、個人の市町村民税等に係る特例徴収金整理簿」（様式第８号）及び「個人の県民税、個人の市町村民税等滞納整理票」（様式第９号）の写しを添付し、市町村長に交付する。

また、「個人の県民税、個人の市町村民税等の徴収及び滞納処分通知書」（様式第 13 号）により引継期間に行った徴収及び滞納処分の状況を通知する。

イ　市町村長はアの引継ぎを受けたときは、「個人の県民税、個人の市町村民税等に係る徴収金引受書（返還用）」（様式第 12 号の２）を県税事務所長あて交付する。

（２）差押財産等の引継ぎ

引継期間中に滞納処分を行った徴収金で、当該期間中に完結しない場合の差押財産等の引継ぎは、以下の手続きにより行う。

ア　県税事務所長が占有している差押財産（動産、有価証券又は自動車、建設機械若しくは小型船舶に限る。）がある場合の引継ぎは、「差押関係書類引渡書（返還用）」（正・副）（様式第 14 号）及び「差押財産引渡通知書（返還用）」（正・副）（様式第 15 号）を作成し、差押関係書類とともに市町村長に引き渡すことにより行う。この場合において、市町村の徴税吏員は「差押関係書類引渡書（返還用）」（副）及び「差押財産引渡通知書（返還用）」（副）に署名（記名を含む。）押印した上でこれらの書類を返還する。

イ　アの場合以外の差押財産等の引継ぎは、差「押関係書類引渡書（返還用）」（正・副）を作成し、差押関係書類を市町村長に引き継ぐことにより行う。この場合において、市町村の徴税吏員は、「差押関係書類引渡書（返還用）」（副）に署名（記名を含む。）押印した上でこの書類を返還する。

ウ　イの規定により差押財産の引継ぎを行う場合において、滞納者等若しくは第三者に保管させている差押財産又は第三債務者のある差押財産があるときは、「差押財産引継通知書」（様式第 16 号）により、差押財産を保管する者又は第三債務者に対して、これらの差押財産を市町村長に引き継いだことを通知する。

（３）滞納者への通知

市町村長は（１）の引継ぎを受けたときは、遅滞なくその旨を「個人の県民税、個人の市町村民税等の徴収引継通知書（市町村用）」（様式第 17 号）により滞納者に通知する。

（徴収取扱費）

第９　県税事務所長が特例により徴収した平成 18 年度以前の徴収金については、県税条例第 26 条に規定する徴収取扱費の額の算定の対象から除く。

ただし、引継期間中（滞納処分を続行したものについては当該続行期間中）に市町村に納付（入）のあった金額についてはこの限りではない。

（総合県税事務所長への報告）

第 10　県税事務所長は、特例による徴収を実施した場合（平成 18 年度以前の徴収金の払込みを含むものに限る）には、第６（２）で市町村長に通知した「個人の県民税、個人の市町村民税等払込通知書」（様式第 10 号）の写しを、徴収した翌月の 10 日までに総合県税事務所長に送付する。

（その他）

第 11　この要綱に定めのない事項については、県税事務所長と市町村長が適宜協議をする。

（実施期日）

第 12　この要綱は、平成 21 年 11 月 10 日から実施する。

2　軽油特別調査班設置要綱

平成６年３月 24 日付け５税第 374 号通達
平成９年４月１日付け９税第 11 号一部改正
平成 15 年（2003 年）４月１日付け 15 税第３号一部改正
平成 16 年（2004 年）10 月 29 日付け 16 税第 262 号一部改正
平成 18 年（2006 年）４月１日付け 18 税第１号一部改正
平成 18 年（2006 年）11 月１日付け 18 税第 225 号一部改正
平成 21 年（2009 年）４月１日付け 21 税第 11 号一部改正
平成 23 年（2011 年）４月１日付け 23 税第４号一部改正
平成 24 年（2012 年）４月２日付け 24 税第 ５号一部改正
平成 26 年（2014 年）４月１日付け 26 税第２号一部改正
平成 27 年（2015 年）４月１日付け 27 税第１号一部改正
平成 29 年（2017 年）３月 28 日付け 28 税第 401 号一部改正
平成 30 年（2018 年）３月 27 日付け 29 税第 486 号一部改正
令和　４年（2022 年）３月 30 日付け３税第 558 号一部改正

（趣旨）
第１　この要綱は、軽油引取税の不正混和軽油等に係る調査を広域的かつ専門的に行うため、軽油特別調査班（以下「特別調査班」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

（組織）
第２　特別調査班は、総務部税務課内に置く。
２　特別調査班は、課長補佐、課税係長、課税係員（軽油引取税担当）及び班員をもって編成する。
３　班員は、県税事務所長の推薦により、総務部税務課から兼務を発令されるものとする。

（統括班長等）
第３　特別調査班に統括班長を１名置き、課長補佐の職にある職員をもって充てる。
２　特別調査班に副統括班長を１名置き、課税係長の職にある職員をもって充てる。
３　統括班長は、特別調査班を統括し、副統括班長は、統括班長を補佐する。

（業務）
第４　特別調査班は、軽油引取税の不正混和軽油等による脱税を防止し、課税の適正、公平を図るための業務を行うものとする。

（軽油特別調査班会議）
第５　統括班長は、必要に応じて軽油特別調査班会議を招集することができる。

（実施要領）
第６　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、実施要領で定める。

（実施期日）
第７　この要綱は、平成６年４月１日から実施する。

軽油特別調査班設置要綱実施要領

平成９年４月１日付け９税第 12 号通知
平成 10 年４月１日付け 10 税第８号一部改正
平成 15 年（2003 年）４月１日付け 15 税第３号一部改正
平成 18 年（2006 年）４月１日付け 18 税第１号一部改正
平成 18 年（2006 年）11 月１日付け 18 税第 225 号一部改正
平成 21 年（2009 年）４月１日付け 21 税第 11 号一部改正
平成 23 年（2011 年）４月１日付け 23 税第４号一部改正
平成 26 年（2014 年）４月１日付け 26 税第３号一部改正
平成 29 年（2017 年）３月 28 日付け 28 税第 401 号一部改正
平成 30 年（2018 年）３月 27 日付け 29 税第 486 号一部改正
令和 ４年（2022 年）３月 30 日付け３税第 558 号一部改正

（趣旨）

第１　この実施要領は、軽油特別調査班設置要綱（以下「要綱」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第２　要綱第４に規定する業務は、次のとおりとする。

(1)　地方税法に基づく犯則事件の調査及び処分

(2)　他都道府県との連携を要するなど、広域的又は大規模な調査を行う必要があるもの

(3)　その他、軽油引取税に係る調査及び申告指導のうち、特別調査班が行うことが適当と統括班長（要綱第３第１項に規定する「統括班長」をいう。以下同じ。）が認めるもの

２　前項の調査等の実施に当たっては、統括班長の指揮監督下において実施するものとする。

（軽油特別調査班会議）

第３　要綱第５に定める軽油特別調査班会議（以下「会議」という。）は、要綱第２第２項に掲げる者をもって構成する。

２　統括班長は、次に掲げる場合に会議を招集する。

(1) 班員から検討すべき案件が報告された場合

(2) その他、会議を招集する必要があると認める場合

３　統括班長は、必要に応じて総務部税務課職員、県税事務所職員及びその他統括班長が必要と認める者を会議に出席させ、報告及び意見を求めることができる。

（調査状況報告）

第４　班員は、統括班長及び課税権を有する県税事務所長に対し、毎月 10 日までに前月分の調査状況を調査報告書（別紙様式１）により報告するほか、調査及び申告指導の実施に当たっての問題点等について、統括班長に対して随時報告（任意様式）を行うものとする。

（実施期日）

第５　この要領は、平成９年４月１日から実施する。

２　軽油特別調査班設置要綱の制定に伴う取扱いについて（平成６年３月２８日付け総務部長通知）は廃止する。

3　家屋評価班設置要綱

平成15年（2003年）３月25日付け14税第440号　通　達
平成17年（2005年）４月１日付け17税第　３号一部改正
平成18年（2006年）４月１日付け18税第　２号一部改正
平成18年（2006年）11月１日付け18税第224号一部改正
平成21年（2009年）４月１日付け21税第　３号一部改正
平成23年（2011年）４月１日付け23税第 38号一部改正
平成26年（2014年）９月26日付け26税第264号一部改正
平成29年（2017年）３月28日付け28税第404号一部改正
平成30年（2018年）３月27日付け29税第492号一部改正
令和２年（2020年）４月１日付け２税第 20号一部改正

（趣　旨）
第１　この要綱は、不動産取得税に係る課税事務のうち、大規模家屋等の家屋評価事務を専門的に行うとともに、評価技術の向上を図るため、家屋評価班を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

（組　織）
第２　家屋評価班は、総務部税務課内に置く。
２　家屋評価班は、課長補佐、課税係長、課税係員（不動産取得税担当）、家屋評価員及び班員（以下「家屋評価員等」という。）をもって編成する。
３　総務部税務課を本務とする家屋評価員等は、別表左欄の県税事務所（以下「駐在場所」という。）に駐在し、別表右欄の区域を担当する。
４　県税事務所を本務とする家屋評価員等は、駐在場所県税事務所長の推薦により、総務部税務課から兼務を発令されるものとする。

（統括班長等）
第３　家屋評価班に統括班長を１名置き、課長補佐の職にある職員をもって充てる。
２　家屋評価班に副統括班長を１名置き、課税係長の職にある職員をもって充てる。
３　統括班長は、家屋評価班を統括し、副統括班長は、統括班長を補佐する。
４　駐在場所に担当班長を置き、総務部税務課を本務とする職員をもって充てる。
５　担当班長は、駐在場所の家屋評価員等を統括する。

（業　務）
第４　家屋評価班は、次の事務を行うものとする。
(1) 大規模家屋（延床面積が概ね1,500㎡以上）の評価事務に関すること。
(2) 大型チェーン店の評価事務に関すること。
(3) その他評価が困難な家屋の評価事務に関すること。
(4) 家屋評価に係る審査請求の検証に関すること。
(5) 家屋評価研修に関すること。
(6) 家屋評価計算システムの保守等に関すること。
(7) 家屋評価技術の向上に関すること。
(8) 県税事務所が行う不動産取得税の課税事務。

（家屋評価班会議）
第５　統括班長は、必要に応じて家屋評価班会議を招集することができる。

（実施要領）
第６　この要綱で定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、実施要領で定める。

（実施期日）
第７　この要綱は、平成１５年４月１日から実施する。

別表

駐在場所	担　当　地　区
総合県税事務所	総合県税事務所の管轄区域及び 東信県税事務所の管轄区域
東信県税事務所	東信県税事務所の管轄区域及び 総合県税事務所の管轄区域
南信県税事務所	南信県税事務所の管轄区域及び 中信県税事務所の管轄区域
中信県税事務所	中信県税事務所の管轄区域及び 南信県税事務所の管轄区域

家屋評価班家屋評価事務実施要領

平成 15 年（2003 年）３月 25 日付け 14 税第 440 号通達
平成 17 年（2005 年）４月１日付け 17 税第３号一部改正
平成 18 年（2006 年）４月１日付け 18 税第２号一部改正
平成 18 年（2006 年）11 月１日付け 18 税第 224 号一部改正
平成 20 年（2008 年）４月１日付け 20 税第６号一部改正
平成 21 年（2009 年）４月１日付け 21 税第３号一部改正
平成 23 年（2011 年）４月１日付け 23 税第 38 号一部改正
平成 26 年（2014 年）９月 26 日付け 26 税第 264 号一部改正
平成 29 年（2017 年）３月 28 日付け 28 税第 404 号一部改正
平成 30 年（2018 年）３月 27 日付け 29 税第 492 号一部改正

（趣　旨）

第１　この要領は、家屋評価班設置要綱（以下「要綱」という。）のうち、家屋評価事務の施行について必要な事項を定めるものとする。

（担当範囲）

第２　家屋評価員及び班員（以下「家屋評価員等」という。）は、要綱第２第３項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、他の担当区域の家屋評価事務を行うことができる。

（大規模家屋等の家屋評価事務事前処理）

第３　要綱別表左欄の駐在場所の県税事務所長は、要綱第４第１号から第３号の規定に該当すると認められる大規模家屋等（前年１２月末日までに完成した家屋を除く。）について、「大規模家屋等評価予定一覧表」（様式第１号）を作成し、家屋評価班に報告する。

作成した「大規模家屋等評価予定一覧表」に追加又は変更があった場合は、随時、家屋評価班に報告する。

２　担当班長は、前項により作成された「大規模家屋等評価予定一覧表」に「評価予定時期」など必要事項を記載し統括班長に報告する。

（大規模家屋等の家屋評価）

第４　家屋評価員等は、「大規模家屋等評価予定一覧表」に基づき、評価対象家屋の現地調査及び評点数の算出を行う。

２　評点数の算出は、課税所の県税事務所長の意見を聞いて行う。

３　担当班長は、評点数の算出が終了したものについて、部分別評点算出表、図面等を課税所の県税事務所長に送付する。

４　担当班長は、「大規模家屋等評価予定一覧表」に基づき、大規模家屋等の評価の進捗管理を行う。

（県税事務所への支援等）

第５　家屋評価班は、県税事務所職員の評価技術の向上を図るために必要な支援を行う。

２　家屋評価班は、県税事務所が行う不動産取得税の課税事務を行う。

（家屋評価班会議）

第６　要綱第５に定める家屋評価班会議（以下「会議」という。）は、要綱第２第２項に掲げる者をもって構成する。

２　統括班長は、必要に応じて、総務部税務課、県税事務所の職員及びその他統括班長が必要と認める者を会議に出席させ、報告及び意見を求めることができる。

（評価状況報告）

第７　担当班長は、月分の評価状況をとりまとめ、翌月５日までに「大規模家屋等評価状況報告書」（様式第２号）により統括班長に報告する。

（実施期日）

第８　この要領は、平成１５年４月１日から実施する。

4　外形標準課税調査班設置要綱

平成30年３月23日付け29税第482号通達
令和３年３月８日付け２税第517号一部改正

（趣　旨）

第１　この要綱は、法人県民税、法人事業税、特別法人事業税及び地方法人特別税に係る課税事務（以下「法人課税事務」という。）のうち、資本金又は出資金が１億円を超える県内に本店を有する法人（以下「県内本店外形法人」という。）の申告等の調査を専門的に行うとともに、県税事務所が行う地方税法第72条の41の適用をうける法人（以下「自主決定法人」という。）に対する課税及び調査技術の向上を図るため、外形標準課税調査班（以下「外形調査班」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

（組　織）

第２　外形調査班は、総務部税務課内に置く。

２　外形調査班は、課長補佐、課税係長、課税係員（法人課税事務担当）、外形標準課税調査員及び班員（以下「外形調査員等」という。）をもって編成する。

３　別表左欄の県税事務所を本務とする外形調査員等は、担当する区域を別表右欄のとおりとする。

４　県税事務所を本務とする外形調査員等は、当該県税事務所の推薦により、総務部税務課から兼務を発令されるものとする。

（統括班長等）

第３　外形調査班に統括班長を１名置き、課長補佐の職にある職員をもって充てる。

２　外形調査班に副統括班長を１名置き、課税係長の職にある職員をもって充てる。

３　統括班長は外形調査班を統括し、副統括班長は、統括班長を補佐する。

（業　務）

第４　外形調査班は、次の事務を行うものとする。

(1)　県内本店外形法人の調査事務に関すること。

(2)　県税事務所が行う自主決定法人の課税及び調査事務に係る必要な支援に関すること。

(3)　法人課税事務についての研修に関すること。

（外形調査班会議）

第５　統括班長は、必要に応じて外形標準課税調査班会議を招集することができる。

（実施要領）

第６　この要綱で定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、実施要領で定める。

（実施期日）

第７　この要綱は、平成30年４月１日から実施する。

（別　表）

県税事務所	担　当　区　域
総合県税事務所	総合県税事務所の管轄区域
東信県税事務所	東信県税事務所の管轄区域
南信県税事務所	南信県税事務所の管轄区域
中信県税事務所	中信県税事務所の管轄区域

外形標準課税調査班設置要綱実施要領

平成 30 年３月 23 日付け 29 税第 482 号通達
令和３年３月８日付け２税第 517 号一部改正

（趣　旨）

第１　この要領は、外形標準課税調査班設置要綱（以下「要綱」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（担当区域）

第２　外形調査員等は、要綱第２第３項の規定に関わらず、特別の事情があるときは、他の担当区域の事務を行うことができる。

（業　務）

第３　要綱第４第１号に規定する業務は、地方税法第 26 条及び第 72 条の７の規定に基づき行う調査とする。

２　外形調査員等が前項の調査を実施した際は、調査結果の復命を行い、調査対象法人の主たる事務所の所在地を管轄する県税事務所長の決裁を受けるものとする。

３　外形調査班は、県税事務所が行う自主決定法人の課税及び調査事務に係る技術の向上を図るために、研修その他必要な支援を行う。

（外形調査班会議）

第４　要綱第５に定める外形標準課税調査班会議（以下「会議」という。）は、要綱第２第２項に掲げる者をもって構成する。

２　統括班長は、必要に応じて総務部税務課、県税事務所の職員及びその他統括班長が必要と認める者を会議に出席させ、報告及び意見を求めることができる。

（実施期日）

第５　この要領は、平成 30 年４月１日から実施する。

5　税務事務電算処理概要

（1）税務事務電算化の経緯

年　　月	概　　要
昭和45年４月	自動車税　電算事務処理開始
昭和56年４月	法人県民税・法人事業税　電算事務処理開始
昭和57年４月	料理飲食等消費税　電算事務処理開始
昭和60年４月	税務事務電算化プロジェクトチーム設置
昭和61年４月	税務事務総合オンラインシステム開発担当専任職員配置
昭和62年２月	自動車税オンラインシステム　運用開始
昭和62年４月	税務事務総合オンラインシステム　第１次開発着手
平成２年４月	税務事務総合オンラインシステム　第１次開発分運用開始 税務事務総合オンラインシステム　第２次開発着手
平成４年４月	税務事務総合オンラインシステム　第２次開発分運用開始
平成13年４月	税務電算システム整備着手 (税務事務総合オンラインシステムと自動車税オンラインシステムの統合)
平成15年４月	税務電算システム運用開始 (税務事務総合オンラインシステムと自動車税オンラインシステムの統合による)
平成15年11月	外形標準課税導入に伴う法人二税サブシステム改修着手
平成16年10月	外形標準課税導入に伴う法人二税サブシステム運用開始
平成18年1月	地方税電子申告審査システム運用開始（法人二税）
平成18年10月	諏訪ナンバー追加に伴う自動車税システム改修終了、運用開始
平成20年４月	自動車税コンビニ収納運用開始
平成20年９月	長野県森林づくり県民税導入に伴う運用開始
平成20年11月	地方法人特別税導入に伴う法人二税サブシステム改修着手
平成21年４月	身体障害者等に対する減免制度の改正に伴う自動車二税運用開始
平成21年11月	地方法人特別税導入に伴う法人二税サブシステム運用開始
平成21年12月	滞納整理システム運用開始（個人事業税・法人二税・不動産取得税・自動車税）
平成23年１月	国税連携システム運用開始（個人事業税）
平成24年７月	ホストコンピュータアウトソーシングによる運用開始

年　　月	概　　要
平成25年４月	税務基幹連携システム運用開始（法人二税・個人事業税）
平成26年７月	税務電算システム再構築着手
平成27年12月	自動車税納税確認システム（JNKS）へのデータ連携開始
平成28年８月	地方税電子申告審査システム　ASPサービスによる運用開始
平成29年７月	ホストマシンを廃止。滞納整理システムを統合した新税務電算システム運用開始
平成30年12月	国税連携システム　ASPサービスによる運用開始
令和元年10月	地方税共通納税システムとのデータ連携開始（法人三税）
令和２年１月	自動車保有関係手続きのワンストップサービス（ＯＳＳ）の運用開始
令和３年10月	地方税共通納税システムとのデータ連携開始（県民税三割）
令和５年４月	地方税共通納税システムとのデータ連携開始（「地方税お支払いサイト」データ） 「地方税お支払いサイト」運用開始

（2）電算処理システム体系

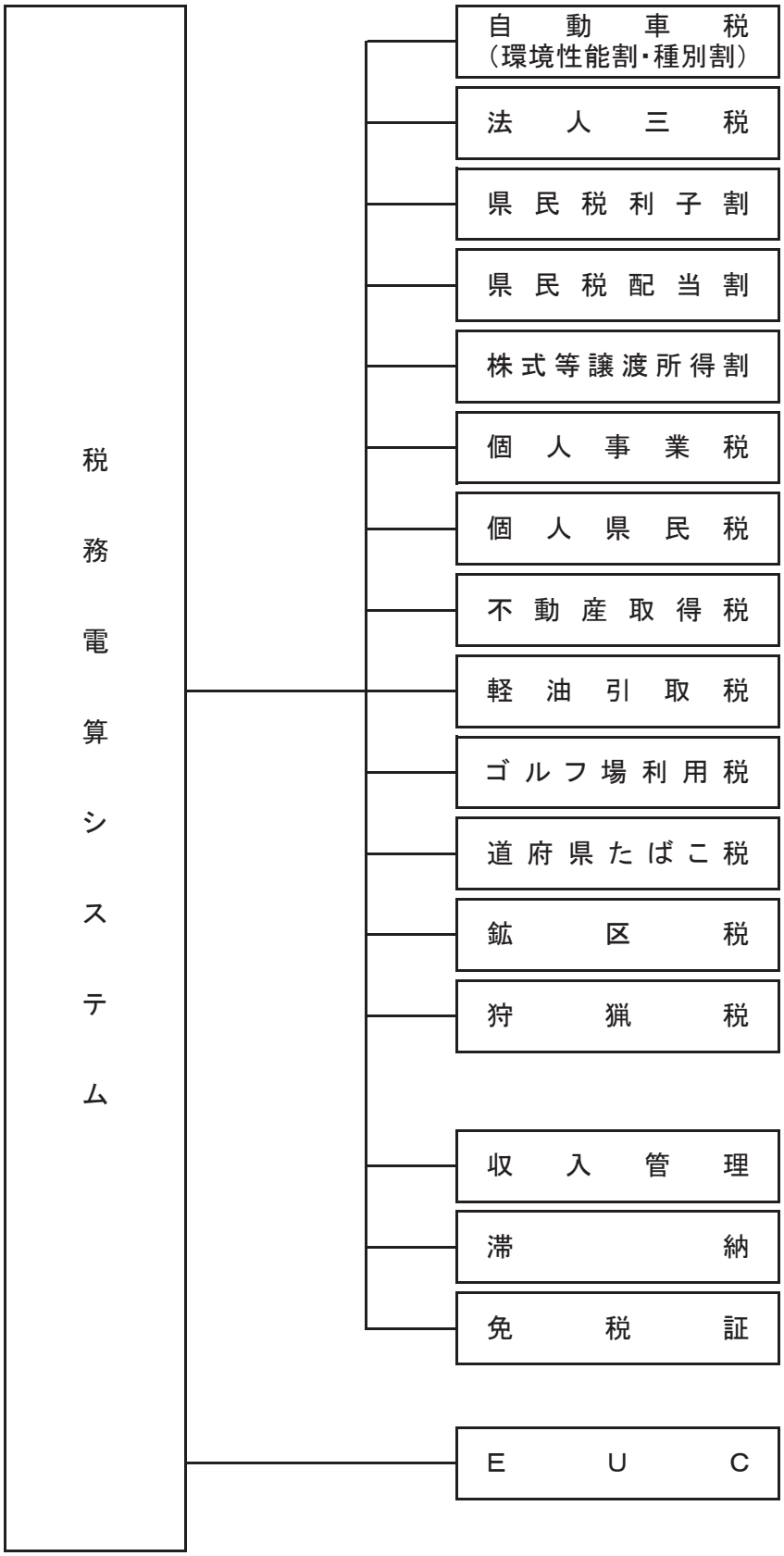

（3）電算処理内容

税　目　名	オンライン処理内容	バッチ処理内容
法　人　二　税	法人情報登録 税理士登録 申告データ入力 調査資料入力 調定取消入力 法人検索照会 法人情報照会 課税情報照会 調定情報照会 事業年度情報入力	調定確定処理 不申告法人・未処理法人リスト作成 課税標準額等の調査書作成 電子申告データ取込み処理 国税データマッチング処理 申告書プレプリント 各種統計資料作成 更正決定是認処理 法人名簿作成 交付税資料作成 総務省報告資料作成 調定見込み資料作成
個　人　事　業　税	個人情報入力 課税情報入力 個人情報照会 課税状況照会 調査資料入力 納税通知書返戻入力 課税台帳作成	調定確定処理 国税連携データ登録 課税台帳作成 各種データ（新規・未処理等）抽出処理 定期調定分納税通知書、後期分納付書作成 一括口座振替データ作成 個人名簿作成 調定見込み資料作成 交付税資料作成 総務省報告資料作成
不動産取得税	課税データの登録 課税データの変更入力 譲渡者情報の変更入力 取得物件情報の変更入力 訂正・減額入力 名寄せ照会 課税状況照会 取得者情報、譲渡者情報、取得物件情報照会	収集資料のチェック登録処理 価格決定処理 各種統計資料作成 調定処理 保留データ一覧表作成 総務省報告資料作成 見込み資料作成 名寄せ検索合算リスト作成
ゴルフ場利用税	特徴者情報登録 等級決定情報入力 申告データ入力 申告是認、更正決定入力 ゴルフ場検索照会 特徴者情報照会 課税処分、課税処分(履歴)照会	各種統計資料作成 更正決定処理 調定確定処理 報償金算定処理 交付金算定処理 申告書等プレプリント 総務省報告資料作成
軽　油　引　取　税	事業者・事業所データ登録 申告・更正・決定・是認入力 調定取消入力 事業者・事業所の照会 課税状況照会	調定確定処理 各種統計資料作成 総務省報告資料作成 名簿作成 調定見込み資料作成 報償金算定処理

税　目　名	オンライン処理内容	バッチ処理内容
免　税　証	免軽使用者証・免税証交付状況照会 免軽使用者証・免税証交付等登録	
個人県民税	課税情報登録 調定情報登録 不納欠損情報登録 徴収取扱費交付情報登録 市町村別課税状況照会	当初分調定確定処理 確定分調定確定処理 調定額変更分確定処理 各種統計資料作成 徴収取扱費確定処理 滞納繰越額確定処理
県民税利子割 （県民税配当割 県民税株式等 譲渡所得割）	特徴者情報登録 申告・更正・決定入力 調定取消入力 納期限変更入力 特徴者情報検索・照会 課税処分検索・照会	申告書プレプリント 調定確定処理 更正決定処理 特別徴収義務者営業所リスト作成 総務省報告資料作成 交付金算定処理
県たばこ税	課税情報登録 課税履歴照会	事業者情報登録処理 調定確定処理
鉱　区　税	鉱業権情報登録 増減額・減免情報登録 返戻処理情報登録 課税状況照会	鉱業権者一覧表作成 調定確定処理 交付税資料作成 鉱区面積一覧表作成
狩　猟　税	課税情報登録	課税状況報告書集計表作成 交付税資料作成
自動車税 （環境性能割･種別割）	修正申告情報の登録 更正決定情報の登録 課税履歴照会 課税登録状況照会・修正 納税者名寄せ 分配データ情報照会・修正 申告データ情報登録・修正 各種減額情報登録・修正 除外保留情報登録・修正 納税者情報登録・修正 課税あて名情報登録・修正 随時調定情報登録・修正 納税通知書返戻登録 納税義務者変更 送付先情報登録 納期限等変更 身体障害者等に対する減免照会・登録・修正 自動車税（種別割）継続検査用納税証明書発行 自動車税（種別割）継続検査用納税証明書情報登録 自動車税（種別割）継続検査用納税証明書ストップ登録	期限後申告・不申告者一覧作成 定期課税処理 納税通知書作成 各種統計資料作成 分配データ突合処理 納税者名寄せ処理 各種減免処理 総務省報告資料作成 随時調定処理 納税通知書返戻処理 外部連携データ作成処理 徴収対策関連資料作成 車検切れ車両調査票作成 課税予定データ確認資料作成 除外保留変更登録

税　目　名	オンライン処理内容	バッチ処理内容
収　入　管　理	消込み不能データ修正入力 消込み状況修正入力 延滞金修正 還付充当変更入力 納税者情報登録 消込みデータ登録 電算外税目収入額等の登録 電算外税目還付データ入力 自動車税（種別割）還付通知再交付支払方法変更入力 自動車税（種別割）還付通知返戻入力 自動車税（種別割）督促状・引抜き入力 名寄せ、税目・課税番号、収納状況照会 納税証明書発行 調定収入状況照会 宛名番号検索自動車税（種別割）収納状況一覧 登録番号検索自動車税（種別割）調定情報検索 自動車税（種別割）還付状況照会 自動車税（種別割）催告前納付登録	消込み処理 還付(充当）整理伝票作成 還付(充当）一覧表作成 督促状作成 月次統計資料等の作成 決算関係資料等の作成 年次各種資料等の作成 自動車税（種別割）督促状作成 自動車税（種別割）督促状公示送達資料作成
滞　　納	滞納管理 催告 自動車税（種別割）催告状引抜き入力 調査結果取込 滞納処分等登録・修正 滞納処分等状況照会 納税義務消滅登録・修正 徴収金内訳書作成	催告書作成 自動車税（種別割）催告状作成 未納データ作成

（4）端末機台数（R7.7.1現在）

東信県税事務所	２１台	中信県税事務所	３１台
東信県税事務所 上田事務所	１１台	中信県税事務所 大町事務所	7台
南信県税事務所 諏訪事務所	１２台	総合県税事務所	３０台
南信県税事務所	２１台	総合県税事務所 北信事務所	7台
南信県税事務所 飯田事務所	１１台	県税務課	※２９台
中信県税事務所 木曽事務所	6台		
合　計　１８６台			

※自動車税松本分室、長野分室の台数を含む。

6　令和６年度都道府県税決算見込額調

１　合　計　　（単位：百万円、％）

都道府県名	予算額			調定額			収入額			収入歩合	
	６年度	５年度	前年対比	６年度	５年度	前年対比	６年度	５年度	前年対比	６年度	５年度
北海道	671,821	650,895	103.2	682,327	658,735	103.6	674,678	650,981	103.6	98.9	98.8
青　森	150,339	146,755	102.4	153,429	148,628	103.2	152,186	147,377	103.3	99.2	99.2
岩　手	130,763	128,879	101.5	132,901	130,860	101.6	131,417	129,377	101.6	98.9	98.9
宮　城	322,962	313,559	103.0	326,136	316,772	103.0	323,274	313,881	103.0	99.1	99.1
秋　田	100,833	97,719	103.2	102,162	98,563	103.7	101,118	97,544	103.7	99.0	99.0
山　形	116,300	116,900	99.5	117,887	118,470	99.5	116,658	117,392	99.4	99.0	99.1
福　島	249,778	251,150	99.5	253,754	255,084	99.5	250,237	251,377	99.5	98.6	98.5
茨　城	384,941	423,783	90.8	446,001	433,298	102.9	441,067	428,803	102.9	98.9	99.0
栃　木	270,000	260,000	103.8	273,460	262,917	104.0	271,116	260,169	104.2	99.1	99.0
群　馬	286,000	270,000	105.9	291,067	275,206	105.8	288,308	272,508	105.8	99.1	99.0
埼　玉	871,900	831,800	104.8	893,404	848,231	105.3	884,449	838,856	105.4	99.0	98.9
千　葉	1,331,138	1,272,204	104.6	1,345,744	1,287,488	104.5	1,334,496	1,275,889	104.6	99.2	99.1
東　京	5,537,002	4,986,154	111.0	5,529,365	4,985,757	110.9	5,491,280	4,952,776	110.9	99.3	99.3
神奈川	1,418,211	1,358,121	104.4	1,441,048	1,373,779	104.9	1,428,646	1,361,204	105.0	99.1	99.1
新　潟	291,621	280,833	103.8	293,739	282,823	103.9	292,082	281,097	103.9	99.4	99.4
富　山	160,290	150,000	106.9	166,025	154,246	107.6	164,131	152,143	107.9	98.9	98.6
石　川	173,809	162,272	107.1	177,701	165,202	107.6	175,790	163,101	107.8	98.9	98.7
福　井	139,589	132,143	105.6	142,381	134,973	105.5	141,446	133,992	105.6	99.3	99.3
山　梨	106,103	100,296	105.8	108,079	101,484	106.5	107,322	100,722	106.6	99.3	99.2
長　野	253,442	249,037	101.8	255,420	251,811	101.4	253,734	250,248	101.4	99.3	99.4
岐　阜	270,200	259,600	104.1	275,388	268,052	102.7	271,788	264,070	102.9	98.7	98.5
静　岡	531,200	494,600	107.4	538,026	500,998	107.4	533,750	496,985	107.4	99.2	99.2
愛　知	1,472,300	1,313,500	112.1	1,508,585	1,335,995	112.9	1,496,823	1,324,470	113.0	99.2	99.1
三　重	300,858	289,158	104.0	310,222	296,739	104.5	307,449	294,156	104.5	99.1	99.1
滋　賀	193,422	183,249	105.6	196,009	188,372	104.1	193,504	185,803	104.1	98.7	98.6
京　都	305,816	293,125	104.3	309,928	297,436	104.2	307,855	294,358	104.6	99.3	99.0
大　阪	1,810,283	1,685,072	107.4	1,829,502	1,702,380	107.5	1,819,242	1,691,814	107.5	99.4	99.4
兵　庫	873,377	827,309	105.6	884,481	838,289	105.5	876,786	831,344	105.5	99.1	99.2
奈　良	133,480	127,190	104.9	137,504	129,582	106.1	135,801	127,795	106.3	98.8	98.6
和歌山	98,929	102,701	96.3	101,563	104,866	96.9	100,758	103,985	96.9	99.2	99.2
鳥　取	58,883	58,075	101.4	59,794	58,405	102.4	59,297	57,902	102.4	99.2	99.1
島　根	83,255	81,911	101.6	84,321	83,256	101.3	83,768	82,816	101.1	99.3	99.5
岡　山	285,416	263,272	108.4	288,194	265,633	108.5	285,961	263,404	108.6	99.2	99.2
広　島	344,860	320,062	107.7	347,810	327,650	106.2	343,753	323,536	106.2	98.8	98.7
山　口	197,576	191,631	103.1	202,702	201,152	100.8	201,201	199,535	100.8	99.3	99.2
徳　島	85,000	84,000	101.2	88,051	86,891	101.3	87,293	86,244	101.2	99.1	99.3
香　川	132,811	130,659	101.6	137,977	133,942	103.0	136,821	132,831	103.0	99.2	99.2
愛　媛	181,100	171,700	105.5	183,766	172,774	106.4	182,902	171,701	106.5	99.5	99.4
高　知	70,220	68,506	102.5	70,647	68,581	103.0	70,048	68,049	102.9	99.2	99.2
福　岡	799,459	746,029	107.2	814,937	757,742	107.5	807,377	750,055	107.6	99.1	99.0
佐　賀	101,491	97,806	103.8	103,664	99,892	103.8	102,806	99,030	103.8	99.2	99.1
長　崎	133,129	134,441	99.0	134,486	135,925	98.9	133,375	134,681	99.0	99.2	99.1
熊　本	161,925	164,670	98.3	167,655	171,425	97.8	165,992	169,473	97.9	99.0	98.9
大　分	144,500	146,000	99.0	146,841	147,191	99.8	145,995	146,345	99.8	99.4	99.4
宮　崎	111,760	109,100	102.4	113,148	111,322	101.6	112,023	110,261	101.6	99.0	99.0
鹿児島	167,549	161,704	103.6	170,503	164,737	103.5	169,047	163,200	103.6	99.1	99.1
沖　縄	161,540	151,555	106.6	166,058	155,110	107.1	163,869	153,060	107.1	98.7	98.7
全　国	22,177,181	20,839,123	106.4	22,503,791	21,088,665	106.7	22,318,719	20,906,339	106.8	99.2	99.1

注　百万円未満を四捨五入しているため、計と内訳が一致しない場合がある。
出典　：一般社団法人地方行財政調査会「2024年度都道府県税決算見込額調べ（出納閉鎖日現在）」

2　法人事業税　　（単位：百万円、％）

都道府県名	予算額			調定額			収入額			収入歩合	
	6年度	5年度	前年対比	6年度	5年度	前年対比	6年度	5年度	前年対比	6年度	5年度
北海道	157,080	143,443	109.5	157,835	143,004	110.4	157,180	142,408	110.4	99.6	99.6
青森	28,444	26,954	105.5	29,247	27,306	107.1	29,202	27,273	107.1	99.8	99.9
岩手	30,349	27,796	109.2	30,385	28,081	108.2	30,346	28,046	108.2	99.9	99.9
宮城	93,587	84,894	110.2	93,903	85,245	110.2	93,635	84,988	110.2	99.7	99.7
秋田	24,217	22,656	106.9	24,251	22,295	108.8	24,210	22,241	108.9	99.8	99.8
山形	25,150	26,225	95.9	25,444	26,410	96.3	25,394	26,386	96.2	99.8	99.9
福島	65,271	68,237	95.7	65,824	68,639	95.9	65,416	68,272	95.8	99.4	99.5
茨城	108,662	105,435	103.1	110,107	107,693	102.2	109,720	107,398	102.2	99.6	99.7
栃木	71,066	62,350	114.0	71,902	63,728	112.8	71,762	63,360	113.3	99.8	99.4
群馬	79,436	68,774	115.5	79,754	71,913	110.9	79,631	71,828	110.9	99.8	99.9
埼玉	190,235	167,152	113.8	194,409	171,537	113.3	193,768	171,158	113.2	99.7	99.8
千葉	181,039	163,406	110.8	183,098	165,653	110.5	182,325	165,007	110.5	99.6	99.6
東京	1,616,687	1,523,315	106.1	1,649,360	1,536,708	107.3	1,640,147	1,531,749	107.1	99.4	99.7
神奈川	343,252	320,279	107.2	346,813	323,263	107.3	346,105	322,947	107.2	99.8	99.9
新潟	75,578	70,009	108.0	75,827	70,210	108.0	75,662	70,091	107.9	99.8	99.8
富山	38,550	36,623	105.3	41,366	37,495	110.3	41,311	37,413	110.4	99.9	99.8
石川	45,756	41,184	111.1	47,710	41,856	114.0	47,608	41,758	114.0	99.8	99.8
福井	39,536	34,342	115.1	40,709	36,085	112.8	40,648	36,017	112.9	99.8	99.8
山梨	29,320	29,156	100.6	30,233	29,311	103.1	30,159	29,243	103.1	99.8	99.8
長野	69,559	65,441	106.3	69,809	65,926	105.9	69,748	65,860	105.9	99.9	99.9
岐阜	62,612	56,108	111.6	63,928	57,771	110.7	63,714	57,607	110.6	99.7	99.7
静岡	159,583	138,922	114.9	160,147	140,366	114.1	159,944	140,199	114.1	99.9	99.9
愛知	507,400	394,800	128.5	518,788	394,625	131.5	518,721	394,457	131.5	100.0	100.0
三重	72,634	67,181	108.1	73,293	67,871	108.0	73,222	67,828	108.0	99.9	99.9
滋賀	58,415	51,845	112.7	58,141	53,529	108.6	58,041	53,462	108.6	99.8	99.9
京都	105,152	100,221	0.0	106,097	101,830	104.2	106,143	101,081	105.0	100.0	99.3
大阪	496,312	452,326	109.7	501,130	459,404	109.1	501,397	459,738	109.1	100.1	100.1
兵庫	189,939	175,078	108.5	191,284	178,914	106.9	190,837	178,539	106.9	99.8	99.8
奈良	24,504	21,118	116.0	25,294	21,963	115.2	25,125	21,825	115.1	99.3	99.4
和歌山	21,425	19,543	109.6	22,360	20,002	111.8	22,345	19,988	111.8	99.9	99.9
鳥取	15,212	13,419	113.4	14,681	13,316	110.3	14,657	13,276	110.4	99.8	99.7
島根	22,340	21,151	105.6	22,394	21,679	103.3	22,358	21,646	103.3	99.8	99.8
岡山	67,412	57,335	117.6	67,528	57,733	117.0	67,348	57,554	117.0	99.7	99.7
広島	112,354	95,928	117.1	111,587	98,902	112.8	111,107	98,593	112.7	99.6	99.7
山口	46,700	39,825	117.3	47,131	41,966	112.3	47,050	41,871	112.4	99.8	99.8
徳島	21,340	20,480	104.2	22,556	23,550	95.8	22,471	23,510	95.6	99.6	99.8
香川	34,129	30,765	110.9	35,009	31,728	110.3	34,860	31,621	110.2	99.6	99.7
愛媛	49,089	46,171	106.3	50,278	46,588	107.9	50,170	46,302	108.4	99.8	99.4
高知	15,322	14,174	108.1	15,346	14,184	108.2	15,180	14,080	107.8	98.9	99.3
福岡	195,254	172,772	113.0	199,059	175,500	113.4	197,909	174,340	113.5	99.4	99.3
佐賀	24,542	23,185	105.9	25,225	24,178	104.3	25,208	24,152	104.4	99.9	99.9
長崎	29,179	27,492	106.1	29,298	27,624	106.1	29,231	27,544	106.1	99.8	99.7
熊本	48,871	41,091	118.9	48,269	44,674	108.0	48,088	44,541	108.0	99.6	99.7
大分	31,193	29,421	106.0	31,735	29,546	107.4	31,604	29,422	107.4	99.6	99.6
宮崎	25,751	23,641	108.9	25,399	24,656	103.0	25,291	24,560	103.0	99.6	99.6
鹿児島	37,801	32,951	114.7	37,832	34,229	110.5	37,754	34,151	110.5	99.8	99.8
沖縄	39,822	34,212	116.4	40,418	34,760	116.3	40,229	34,776	115.7	99.5	100.0
全国	5,827,064	5,288,826	110.2	5,912,192	5,363,443	110.2	5,893,981	5,350,106	110.2	99.7	99.8

出典 ：一般社団法人地方行財政調査会「2024年度都道府県税決算見込額調べ（出納閉鎖日現在）」

7　税目別決算見込額調（全

税目＼年度	3 調定	前年対比	収入	前年対比	構成比	収入歩合	4 調定	前年対比	収入	前年対比	構成比	収入歩合
県民税	5,700,465	100.7	5,565,787	101.1	28.0	97.6	5,695,834	99.9	5,564,036	100.0	26.8	97.7
個人	5,158,781	101.8	5,028,167	102.2	25.3	97.5	5,145,455	99.7	5,017,253	99.8	24.2	97.5
(均等割および所得割)	4,668,568	98.5	4,537,949	98.8	22.8	97.2	4,780,011	102.4	4,651,808	102.5	22.4	97.3
(配当割)	223,882	147.1	223,882	147.1	1.1	100.0	207,459	92.7	207,461	92.7	1.0	100.0
(株式等譲渡所得割)	266,331	151.1	266,337	151.1	1.3	100.0	157,984	59.3	157,984	59.3	0.8	100.0
法人	515,685	92.0	511,654	93.4	2.6	99.2	528,961	102.6	525,394	102.7	2.5	99.3
利子割	25,999	79.8	25,966	79.8	0.1	99.9	21,418	82.4	21,389	82.4	0.1	99.9
事業税	4,989,101	113.8	4,967,336	115.6	25.0	99.6	5,524,101	110.7	5,500,317	110.7	26.5	99.6
個人	229,487	103.6	224,498	103.9	1.1	97.8	266,976	116.3	260,237	115.9	1.3	97.5
法人	4,759,614	114.4	4,742,838	116.2	23.8	99.6	5,257,125	110.5	5,240,080	110.5	25.3	99.7
地方消費税	6,170,270	113.8	6,170,270	113.8	31.0	100.0	6,415,142	104.0	6,415,142	104.0	30.9	100.0
譲渡割	4,477,549	110.5	4,477,549	110.5	22.5	100.0	4,192,399	93.6	4,192,399	93.6	20.2	100.0
貨物割	1,692,721	123.3	1,692,721	123.3	8.5	100.0	2,222,743	131.3	2,222,743	131.3	10.7	100.0
不動産取得税	404,176	103.3	392,076	104.7	2.0	97.0	429,725	106.3	418,482	106.7	2.0	97.4
県たばこ税	142,304	106.6	142,297	106.6	0.7	100.0	150,419	105.7	150,419	105.7	0.7	100.0
ゴルフ場利用税	44,494	111.3	44,402	112.8	0.2	99.8	44,763	100.6	44,706	100.7	0.2	99.9
自動車取得税	2	40.0	1	25.0	0.0	50.0	0	0.0	0	0.0	0.0	－
軽油引取税	938,426	101.8	926,520	101.8	4.7	98.7	931,306	99.2	919,795	99.3	4.4	98.8
自動車税	1,623,834	99.4	1,613,954	99.4	8.1	99.4	1,662,746	102.4	1,653,549	102.5	8.0	99.4
自動車税（～2019.9）	4,402	52.8	975	28.7	0.0	22.1	2,584	58.7	368	37.7	0.0	14.2
環境性能割	94,172	101.0	94,166	101.0	0.5	100.0	126,702	134.5	126,706	134.6	0.6	100.0
種別割	1,525,260	99.6	1,518,813	99.5	7.6	99.6	1,533,461	100.5	1,526,476	100.5	7.4	99.5
鉱区税	321	97.9	315	98.6	0.0	98.1	310	96.6	307	97.5	0.0	99.0
固定資産税	7,555	80.5	7,555	80.5	0.0	100.0	4,413	58.4	4,413	58.4	0.0	100.0
法定外普通税	47,172	104.5	47,172	104.4	0.2	100.0	51,044	108.2	51,044	108.2	0.2	100.0
狩猟税	740	98.9	740	101.5	0.0	100.0	719	97.2	719	97.2	0.0	100.0
法定外目的税	8,754	107.0	8,377	107.1	0.0	95.7	11,333	129.5	11,254	134.3	0.1	99.3
旧法による税	514	30.7	28	5.1	0.0	5.4	1,418	275.9	974	3,478.6	0.0	68.7
計	20,078,129	107.6	19,886,831	108.3	100.0	99.0	20,923,275	104.2	20,735,158	104.3	100.0	99.1

注　百万円未満を四捨五入しているため、計と内訳が一致しない場合がある。

出典：一般社団法人地方行財政調査会「2024年度都道府県税決算見込額調べ（出納閉鎖日現在）」

国計・令和３年度～令和６年度）

5						6						
調定	前年対比	収入	前年対比	構成比	収入歩合	調定	前年対比	収入	前年対比	構成比	収入歩合	
5,910,165	103.8	5,780,305	103.9	27.6	97.8	6,101,211	103.2	5,976,262	103.4	26.8	98.0	県民税
5,366,681	104.3	5,240,168	104.4	25.1	97.6	5,468,499	101.9	5,347,008	102.0	24.0	97.8	個人
4,857,680	101.6	4,731,167	101.7	22.6	97.4	4,668,242	96.1	4,546,750	96.1	20.4	97.4	（均等割および所得割）
240,720	116.0	240,721	116.0	1.2	100.0	334,475	138.9	334,475	138.9	1.5	100.0	（配当割）
268,280	169.8	268,280	169.8	1.3	100.0	465,783	173.6	465,783	173.6	2.1	100.0	（株式等譲渡所得割）
521,209	98.5	517,889	98.6	2.5	99.4	593,534	113.9	590,101	113.9	2.6	99.4	法人
22,275	104.0	22,248	104.0	0.1	99.9	39,178	175.9	39,153	176.0	0.2	99.9	利子割
5,603,809	101.4	5,583,763	101.5	26.7	99.6	6,159,786	109.9	6,134,562	109.9	27.5	99.6	事業税
240,366	90.0	233,657	89.8	1.1	97.2	247,594	103.0	240,581	103.0	1.1	97.2	個人
5,363,443	102.0	5,350,106	102.1	25.6	99.8	5,912,192	110.2	5,893,981	110.2	26.4	99.7	法人
6,263,152	97.6	6,263,152	97.6	30.0	100.0	6,914,287	110.4	6,914,287	110.4	31.0	100.0	地方消費税
4,119,575	98.3	4,119,575	98.3	19.7	100.0	4,700,770	114.1	4,700,770	114.1	21.1	100.0	譲渡割
2,143,577	96.4	2,143,577	96.4	10.3	100.0	2,213,517	103.3	2,213,517	103.3	9.9	100.0	貨物割
451,485	105.1	440,641	105.3	2.1	97.6	465,837	103.2	454,585	103.2	2.0	97.6	不動産取得税
151,463	100.7	151,462	100.7	0.7	100.0	149,135	98.5	149,134	98.5	0.7	100.0	県たばこ税
44,002	98.3	43,951	98.3	0.2	99.9	43,145	98.1	43,106	98.1	0.2	99.9	ゴルフ場利用税
0	0.0	0	0.0	0.0	－	0	0.0	0	0.0	0.0	－	自動車取得税
921,180	98.9	908,847	98.8	4.3	98.7	914,851	99.3	899,911	99.0	4.0	98.4	軽油引取税
1,665,497	100.2	1,656,728	100.2	7.9	99.5	1,671,323	100.3	1,663,070	100.4	7.5	99.5	自動車税
1,505	58.2	203	55.2	0.0	13.5	760	50.5	88	43.3	0.0	11.6	自動車税（～2019.9）
142,360	112.4	142,354	112.3	0.7	100.0	161,645	113.5	161,642	113.5	0.7	100.0	環境性能割
1,521,632	99.2	1,514,171	99.2	7.2	99.5	1,508,918	99.2	1,501,339	99.2	6.7	99.5	種別割
310	100.0	307	100.0	0.0	99.0	310	100.0	308	100.3	0.0	99.4	鉱区税
4,792	108.6	4,792	108.6	0.0	100.0	6,039	126.0	6,039	126.0	0.0	100.0	固定資産税
51,064	100.0	51,064	100.0	0.2	100.0	57,638	112.9	57,638	112.9	0.3	100.0	法定外普通税
707	98.3	707	98.3	0.0	100.0	701	99.2	701	99.2	0.0	100.0	狩猟税
15,674	138.3	15,669	139.2	0.1	100.0	18,674	119.1	18,669	119.1	0.1	100.0	法定外目的税
5,367	378.5	4,952	508.4	0.0	92.3	855	15.9	449	9.1	0.0	52.5	旧法による税
21,088,665	100.8	20,906,339	100.8	100.0	99.1	22,503,791	106.7	22,318,719	106.8	100.0	99.2	計

出典：一般社団法人地方行財政調査会「2024年度都道府県税決算見込額調べ（出納閉鎖日現在）」

8　令和７年度地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（通常収支分）

（一）　歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は、97兆94億円であり、前年度に比し、３兆3,707億円（3.6％）増加している。
歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第１表のとおりである。
なお、歳入の構成比は、第２表のとおりである。

第１表　歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

（単位　億円）

区分	令和７年度 (A)	令和６年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (％)
Ⅰ　地方税	454,493	427,329	27,164	6.4
Ⅱ　地方譲与税	29,661	27,293	2,368	8.7
1　地方揮発油譲与税	2,127	2,153	△ 26	△ 1.2
2　石油ガス譲与税	40	43	△ 3	△ 7.0
3　自動車重量譲与税	3,077	3,013	64	2.1
4　航空機燃料譲与税	145	143	2	1.4
5　特別とん譲与税	113	114	△ 1	△ 0.9
6　森林環境譲与税	689	641	48	7.5
7　特別法人事業譲与税	23,470	21,186	2,284	10.8
Ⅲ　地方特例交付金等	1,936	11,320	△ 9,384	△ 82.9
Ⅳ　地方交付税	189,574	186,671	2,904	1.6
Ⅴ　国庫支出金	171,022	158,042	12,980	8.2
1　義務教育職員給与費負担金	16,210	15,627	583	3.7
2　その他普通補助負担金等	125,251	113,588	11,663	10.3
(ｱ)　生活扶助費等負担金	13,398	13,721	△ 323	△ 2.4
(ｲ)　医療扶助費等負担金	13,976	13,771	205	1.5
(ｳ)　介護扶助費等負担金	861	844	17	2.0
(ｴ)　児童保護費負担金	1,543	1,438	105	7.3
(ｵ)　障害者自立支援給付費等負担金	19,197	18,242	955	5.2
(ｶ)　児童手当等交付金	21,666	15,246	6,420	42.1
(ｷ)　公立高等学校授業料不徴収交付金及び高等学校等就学支援金交付金	4,004	4,018	△ 14	△ 0.3
(ｸ)　子どものための教育・保育給付交付金	18,002	16,617	1,385	8.3
(ｹ)　その他の補助負担金等	32,604	29,691	2,913	9.8
3　公共事業費補助負担金	27,074	26,377	697	2.6
(ｱ)　普通建設事業費補助負担金	26,886	26,062	824	3.2
(ｲ)　災害復旧事業費補助負担金	188	315	△ 127	△ 40.3
4　国有提供施設等所在市町村助成交付金	307	299	8	2.7
5　施設等所在市町村調整交付金	78	76	2	2.6
6　交通安全対策特別交付金	475	487	△ 12	△ 2.5
7　電源立地地域対策等交付金	1,151	1,123	28	2.5
8　特定防衛施設周辺整備調整交付金	424	413	11	2.7
9　石油貯蔵施設立地対策等交付金	52	52	△ 0	△ 0.0
Ⅵ　地方債	59,602	63,103	△ 3,501	△ 5.5
Ⅶ　使用料及び手数料	15,560	15,625	△ 65	△ 0.4
Ⅷ　雑収入	48,496	47,182	1,314	2.8
Ⅸ　復旧・復興事業一般財源充当分	△ 33	△ 8	△ 25	312.5
Ⅹ　全国防災事業一般財源充当分	△ 217	△ 169	△ 48	28.4
歳入合計	970,094	936,388	33,707	3.6

第２表　歳　入　の　構　成　比

（単位　億円）

区分	令和７年度 計画額	令和７年度 構成比（%）	令和６年度 計画額	令和６年度 構成比（%）
１　地方税	454,493	46.8	427,329	45.6
２　地方譲与税	29,661	3.1	27,293	2.9
３　地方特例交付金等	1,936	0.2	11,320	1.2
４　地方交付税	189,574	19.5	186,671	19.9
５　国庫支出金	171,022	17.6	158,042	16.9
６　地方債	59,602	6.2	63,103	6.7
７　使用料及び手数料	15,560	1.6	15,625	1.7
８　雑収入	48,496	5.0	47,182	5.1
歳入合計	970,344	100.0	936,565	100.0

（注）　上記の計数の歳入合計は、第１表の復旧・復興事業一般財源充当分及び全国防災事業一般財源充当分を含まないため、同表の歳入合計と一致しない。

（二）　歳入の概要

１　地　方　税

地方税の収入見込額は、道府県税21兆3,018億円、市町村税24兆1,475億円、合わせて45兆4,493億円であり、前年度に比し、道府県税は１兆3,760億円（6.9%）増加、市町村税は１兆3,404億円（5.9%）増加、合わせて２兆7,164億円（6.4%）増加している。

地方税の税目ごとの調定見込額及び収入見込額は第３表のとおりであり、税目ごとの課税標準額及び税率は、第４表のとおりである。

第３表　地方税の調定見込額及び収入見込額

（単位　億円）

税目	令和６年度当初見込額 (A)	令和７年度 現行法による調定見込額	令和７年度 現行法による収入見込額 (B)	令和７年度 税制改正による増減収見込額 (C)	令和７年度 改正法による収入見込額 (B)＋(C) (D)	比較 令和６年度当初見込額に対する増減収額 (D)－(A)	比較 (D)/(A)×100 (%)
A　道府県税							
I　普通税							
1　道府県民税	52,547	62,813	60,891	△　6	60,885	8,338	115.9
ア　個人均等割	654	697	669	－	669	15	102.3
イ　所得割	43,273	50,920	49,053	－	49,053	5,780	113.4
ウ　法人均等割	1,475	1,530	1,516	－	1,516	41	102.8
エ　法人税割	2,101	2,133	2,120	△　6	2,114	13	100.6
オ　利子割	197	449	449	－	449	252	227.9
カ　配当割	2,267	2,684	2,684	－	2,684	417	118.4
キ　株式等譲渡所得割	2,580	4,400	4,400	－	4,400	1,820	170.5

税目	令和６年度当初見込額 (A)	令和7年度 現行法による調定見込額	令和7年度 現行法による収入見込額 (B)	令和7年度 税制改正による増減収見込額 (C)	令和7年度 改正法による収入見込額 (B)＋(C) (D)	比較 令和６年度当初見込額に対する増減収額 (D)－(A)	比較 (D)/(A)×100 (%)
２ 事業税	50,735	55,488	55,257	△ 29	55,228	4,493	108.9
ア 個人	2,467	2,565	2,493	－	2,493	26	101.1
イ 法人	48,268	52,923	52,764	△ 29	52,735	4,467	109.3
３ 地方消費税	64,004	65,227	65,227	－	65,227	1,223	101.9
ア 譲渡割	41,319	42,805	42,805	－	42,805	1,486	103.6
イ 貨物割	22,685	22,422	22,422	－	22,422	△ 263	98.8
４ 不動産取得税	4,423	4,607	4,145	△ 1	4,144	△ 279	93.7
５ 道府県たばこ税	1,493	1,499	1,499	－	1,499	6	100.4
６ ゴルフ場利用税	429	418	418	－	418	△ 11	97.4
７ 軽油引取税	9,102	9,118	8,997	－	8,997	△ 105	98.8
８ 自動車税	16,531	16,635	16,551	－	16,551	20	100.1
ア 環境性能割	1,482	1,652	1,652	－	1,652	170	111.5
イ 種別割	15,049	14,983	14,899	－	14,899	△ 150	99.0
９ 鉱区税	3	3	3	－	3	0	100.0
10 固定資産税(特例分等)	40	98	98	－	98	58	245.0
道府県普通税計	199,307	215,906	213,086	△ 36	213,050	13,743	106.9
Ⅱ 目的税							
１ 狩猟税	7	7	7	－	7	0	100.0
道府県目的税計	7	7	7	－	7	0	100.0
Ⅲ 道府県税小計	199,314	215,913	213,093	△ 36	213,057	13,743	106.9
Ⅳ 東日本大震災による減免等	△ 56	△ 39	△ 39	－	△ 39	17	69.6
Ⅴ 道府県税計	199,258	215,874	213,054	△ 36	213,018	13,760	106.9
B 市町村税							
Ⅰ 普通税							
１ 市町村民税	98,219	112,231	109,068	△ 37	109,031	10,812	111.0
ア 個人均等割	1,959	2,078	2,006	－	2,006	47	102.4
イ 所得割	79,314	92,917	89,989	－	89,989	10,675	113.5
ウ 法人均等割	4,553	4,625	4,558	－	4,558	5	100.1
エ 法人税割	12,393	12,611	12,515	△ 37	12,478	85	100.7
２ 固定資産税	98,945	103,043	101,240	－	101,240	2,295	102.3
ア 土地	37,770	38,733	38,112	－	38,112	342	100.9
イ 家屋	41,755	44,289	43,441	－	43,441	1,686	104.0
ウ 償却資産	18,533	19,135	18,801	－	18,801	268	101.4
エ 交付金	887	886	886	－	886	△ 1	99.9
３ 軽自動車税	3,308	3,518	3,372	－	3,372	64	101.9
ア 環境性能割	230	237	237	－	237	7	103.0
イ 種別割	3,078	3,281	3,135	－	3,135	57	101.9
４ 市町村たばこ税	9,143	9,177	9,177	－	9,177	34	100.4
５ 鉱産税	15	22	22	－	22	7	146.7
６ 特別土地保有税	0	0	0	－	0	0	0.0
市町村普通税計	209,630	227,991	222,879	△ 37	222,842	13,212	106.3

税目	令和６年度当初見込額 (A)	令和７年度 現行法による調定見込額	令和７年度 現行法による収入見込額 (B)	令和７年度 税制改正による増減収見込額 (C)	令和７年度 改正法による収入見込額 (B)＋(C) (D)	比較 令和６年度当初見込額に対する増減収額 (D)－(A)	比較 (D)/(A)×100 (%)
Ⅱ 目的税							
1 入湯税	213	226	222	－	222	9	104.2
2 事業所税	4,156	4,144	4,131	－	4,131	△ 25	99.4
3 都市計画税	14,218	14,582	14,387	－	14,387	169	101.2
4 水利地益税等	0	0	0	－	0	0	0.0
市町村目的税計	18,587	18,952	18,740	－	18,740	153	100.8
Ⅲ 市町村税小計	228,217	246,943	241,619	△ 37	241,582	13,365	105.9
Ⅳ 東日本大震災による減免等	△ 146	△ 107	△ 107	－	△ 107	39	73.3
Ⅴ 市町村税計	228,071	246,836	241,512	△ 37	241,475	13,404	105.9

（参考）　利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

（単位　億円）

区分	令和６年度当初見込額 (A)	令和７年度 現行法による収入見込額 (B)	令和７年度 税制改正による増減収見込額 (C)	令和７年度 改正法による収入見込額 (B)＋(C) (D)	比較 令和６年度当初見込額に対する増減収額 (D)－(A)	比較 (D)/(A)×100 (%)
道府県税	159,424	170,626	△ 34	170,592	11,168	107.0
市町村税	267,905	283,940	△ 39	283,901	15,996	106.0
合計	427,329	454,566	△ 73	454,493	27,164	106.4

附　表　令和７年度税制改正による事項別増減見込額

（単位　億円）

改　正　事　項	増減収額		
	道府県税	市町村税	計
不動産取得税	△　1		△　1
中小事業者等が認定経営力向上計画に従って事業譲渡を受ける不動産に係る課税標準の特例措置の拡充	△　1		△　1
合　計	△　1		△　1
国税の税制改正に伴うもの	△　2		△　2
法人事業税	△　2		△　2
再　計	△　3		△　3

（注）　外国子会社合算税制における外国子会社所得の合算時期の後ろ倒しによって、法人住民税、法人事業税及び特別法人事業譲与税について、令和７年度に△139億円の減収が生じることとなる。

第４表　地方税の課税標準額及び税率の一覧

税目			課税標準額等	税率
道府県税	普通税	道府県民税	個　人 １　均等割 （令和７年度課税見込人員66,100千人） ２　所得割 (1)　課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額（総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した金額） （令和７年度課税標準見込額1,583,623億円） (2)　申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等、土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については、他の所得と区分した上場株式等に係る課税配当所得等の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額	個　人 １　均等割 標準税率　年額1,000円 ２　所得割 (1) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額：標準税率　100分の４（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の２） (2)　一定税率 ・申告分離課税を選択した上場株式等に係る課税配当所得等の金額　100分の２（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の１） ・課税長期譲渡所得金額　100分の２（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の１） ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資するものの譲渡に係るものである場合 2,000万円以下である場合　100分の1.6（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.8） 2,000万円を超える場合 32万円（指定都市の区域内に住所を有する場合には、16万円）と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の２（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の１）に相当する金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡（一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。）に係るものである場合 6,000万円以下である場合　100分の1.6（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.8）

税目			課税標準額等	税率
道府県税	普通税	道府県民税		6,000万円を超える場合 96万円（指定都市の区域内に住所を有する場合には、48万円）と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の２（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の１）に相当する金額との合計額 ・課税短期譲渡所得金額 100分の3.6 （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1.8） ただし、 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得の場合 100分の２ （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の１） ・一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の２ （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の１） ・上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の２ （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の１） ・先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の２ （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の１）
			(3) 退職所得に対しては、他の所得と区分した退職所得の金額	(3) 分離課税に係る退職所得の金額 一定税率 100分の４
			３ 利子割 一定の利子、収益の分配等（利子等）の金額 （令和７年度課税標準見込額8,976億円）	３ 利子割 一定税率 100分の５
			４ 配当割 一定の上場株式等の配当等（特定配当等）の金額 （令和７年度課税標準見込額53,685億円）	４ 配当割 一定税率 100分の５
			５ 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等に係る所得の金額（特定株式等譲渡所得金額） （令和７年度課税標準見込額88,000億円）	５ 株式等譲渡所得割 一定税率 100分の５
			法 人 １ 均等割 （令和７年度納税義務者見込数3,571千人）	法 人 １ 均等割 標準税率 (1) 資本金等の額が１千万円以下である法人 年額20,000円 (2) 資本金等の額が１千万円を超え１億円以下である法人 年額50,000円 (3) 資本金等の額が１億円を超え10億円以下である法人 年額130,000円 (4) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 年額540,000円 (5) 資本金等の額が50億円を超える法人 年額800,000円

税目			課税標準額等	税率
		道府県民税		※　資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額とする。
			2　法人税割 法人税額	2　法人税割 標準税率　100分の１ 制限税率　100分の２
道府県税	普通税	事業税	法　人 １　２、３、４に掲げる事業以外の事業 (1) (2)に掲げる法人以外の法人 付加価値額（各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額(収益配分額)と各事業年度の単年度損益との合計額。３及び４において同様。)、資本金等の額(各事業年度終了の日における資本金等の額。３及び４において同様。）及び所得 ※　資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額を課税標準とする（３及び４において同様。)。 (2) 資本金の額又は出資金の額１億円以下の普通法人(※)、公益法人等及び特別法人等 所得 ※　当分の間、当該事業年度の前事業年度に(1)に該当していた法人であって、当該事業年度に資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものを除く。 2　電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。)、ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業)、保険業及び貿易保険業 収入金額	法　人 標準税率 １　２、３、４に掲げる法人以外の法人 (1) (2)に掲げる法人以外の法人 付加価値割　100分の1.2 資本割　100分の0.5 所得割　100分の１ (2) 資本金の額又は出資金の額１億円以下の普通法人(※)、公益法人等及び特別法人等 ※　当分の間、当該事業年度の前事業年度に(1)に該当していた法人であって、当該事業年度に資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものを除く。 ①　特別法人 所得割 年400万円以下　100分の3.5 年400万円超　100分の4.9 大規模な協同組合等については、年10億円超　100分の5.7 ３以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 100分の4.9 大規模な協同組合等については、年10億円超　100分の5.7 ②　その他の法人 所得割 年400万円以下　100分の3.5 年400万円超800万円以下 100分の5.3 年800万円超　100分の７ ３以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 100分の７ 2　電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。)、ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業)、保険業及び貿易保険業を行う法人 収入割　100分の１

税目			課税標準額等	税率
道府県税	普通税	事業税	3　電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業） (1)　1(2)に掲げる法人以外の法人 収入金額、付加価値額及び資本金等の額 (2)　1(2)に掲げる法人 収入金額及び所得 4　ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のもののうち、特別一般ガス導管事業者の供給区域内においてガス製造事業を行う者が行う事業） 収入金額､付加価値額及び資本金等の額 個　人 所得（事業主控除及び事業専従者控除後の所得） 事業主控除　　年290万円	3　電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業）を行う法人 (1)　1(2)に掲げる法人以外の法人 収入割　　100分の0.75 付加価値割　　100分の0.37 資本割　　100分の0.15 (2)　1(2)に掲げる法人 収入割　　100分の0.75 所得割　　100分の1.85 4　ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のもののうち、特別一般ガス導管事業者の供給区域内においてガス製造事業を行う者が行う事業）を行う法人 収入割　　100分の0.48 付加価値割　　100分の0.77 資本割　　100分の0.32 制限税率　　標準税率の1.2倍 （1(1)の所得割については標準税率の1.7倍） 個　人 標準税率 1　第一種事業を行う個人　　100分の５ 2　第二種事業を行う個人　　100分の４ 3　第三種事業(４に掲げるものを除く。)を行う個人　　100分の５ 4　第三種事業のうちあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業を行う個人　　100分の３ 制限税率　　標準税率の1.1倍
		地方消費税	1　譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額 2　貨物割 課税貨物に係る消費税額	1　譲渡割 一定税率　　78分の22 2　貨物割 一定税率　　78分の22 ※　消費税率換算　2.2% （軽減税率適用時　1.76%）
		不動産取得税	取得した土地又は家屋の価格 (1)　宅地及び宅地比準土地の取得が平成18年１月１日から令和９年３月31日までの間に行われた場合においては課税標準を価格の２分の１とする。 (2)　一定の要件を満たす新築住宅については、１戸につき1,200万円を価格から控除する。 (3)　一定の要件を満たす既存住宅については、１戸につき、新築の時期により100万円～1,200万円を価格から控除する。 (4)　(2)、(3)の住宅に係る土地については、150万円又は床面積の２倍（200㎡限度）の土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じた額を減額する。	標準税率　　100分の４ ただし、平成18年４月１日から令和９年３月31日までの間に行われた住宅及び土地の取得については100分の３

<table>
<tr><th colspan="3">税　　目</th><th>課　税　標　準　額　等</th><th>税　　率</th></tr>
<tr><td rowspan="5">道府県税</td><td rowspan="4">普通税</td><td>道府県たばこ税</td><td>小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの本数</td><td>一定税率
紙巻たばこ等
1,000本につき　1,070円</td></tr>
<tr><td>ゴルフ場利用税</td><td>利用日数</td><td>標準税率
1人1日につき　800円
制限税率
1人1日につき　1,200円</td></tr>
<tr><td>軽油引取税</td><td>引取りに係る軽油の数量</td><td>一定税率
1キロリットルにつき　32,100円</td></tr>
<tr><td>自動車税</td><td>1　環境性能割
自動車の取得価額</td><td>乗用車
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th colspan="2">税率</th></tr><tr><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td colspan="2">電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（H30 規制適合又は H21 規制から NOx10％低減）、プラグインハイブリッド自動車</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td rowspan="5">ガソリン車、LPG 車、ディーゼル車
（ハイブリッド車を含む）</td><td>2030 年度燃費基準 95％達成</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td>2030 年度燃費基準 90％達成</td><td rowspan="2">100 分の１</td><td rowspan="2">100 分の 0.5</td></tr><tr><td>2030 年度燃費基準 85％達成</td></tr><tr><td>2030 年度燃費基準 80％達成</td><td rowspan="2">100 分の２</td><td rowspan="2">100 分の１</td></tr><tr><td>2030 年度燃費基準 75％達成</td></tr><tr><td colspan="2">上記以外の車又は 2020 年度燃費基準未達成車</td><td>100 分の３</td><td>100 分の２</td></tr></table>（注）ガソリン車及び LPG 車に適用する排ガス要件は、H30 規制から NOx50％低減（★★★★）又は H17 規制から NOx75％低減（★★★★）のものに限る。
ディーゼル車に適用する排ガス要件は、H30 規制適合又は H21 規制適合のものに限る。

※　乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。</td></tr>
</table>

税目			課税標準額等	税率
道府県税	普通税	自動車税	2　種別割 自動車の台数	標準税率 1　乗用車（三輪の小型自動車を除く。） 営業用 総排気量　税額（年額） 1 リットル以下　7,500円 1 リットル超 1.5リットル以下　8,500円 1.5リットル超 2 リットル以下　9,500円 2 リットル超 2.5リットル以下　13,800円 2.5リットル超 3 リットル以下　15,700円 3 リットル超 3.5リットル以下　17,900円 3.5リットル超 4 リットル以下　20,500円 4 リットル超 4.5リットル以下　23,600円 4.5リットル超 6 リットル以下　27,200円 6 リットル超　40,700円 自家用 総排気量　税額（年額） 1 リットル以下　25,000円 1 リットル超 1.5リットル以下　30,500円 1.5リットル超 2 リットル以下　36,000円 2 リットル超 2.5リットル以下　43,500円 2.5リットル超 3 リットル以下　50,000円 3 リットル超 3.5リットル以下　57,000円 3.5リットル超 4 リットル以下　65,500円 4 リットル超 4.5リットル以下　75,500円 4.5リットル超 6 リットル以下　87,000円 6 リットル超　110,000円 2　トラック（三輪の小型自動車を除く。） 営業用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。） 最大積載量　税額（年額） 1トン以下　6,500円 1トン超2トン以下　9,000円 2トン超3トン以下　12,000円 3トン超4トン以下　15,000円 4トン超5トン以下　18,500円 5トン超6トン以下　22,000円 6トン超7トン以下　25,500円 7トン超8トン以下　29,500円 8トン超　29,500円 に8トンを超える部分1トンまでごとに4,700円を加算した額

税目			課税標準額等	税率
道府県税	普通税	自動車税		自家用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。） 最大積載量　税額（年額） １トン以下　8,000円 １トン超２トン以下　11,500円 ２トン超３トン以下　16,000円 ３トン超４トン以下　20,500円 ４トン超５トン以下　25,500円 ５トン超６トン以下　30,000円 ６トン超７トン以下　35,000円 ７トン超８トン以下　40,500円 ８トン超　40,500円 に８トンを超える部分１トンまでごとに6,300円を加算した額 けん引自動車 営業用 小型自動車　年額 7,500円 普通自動車　年額15,100円 自家用 小型自動車　年額10,200円 普通自動車　年額20,600円 被けん引自動車 営業用 小型自動車　年額 3,900円 普通自動車で８トン以下のもの　年額 7,500円 普通自動車で８トン超のもの 7,500円に８トンを超える部分１トンまでごとに3,800円を加算した額（年額） 自家用 小型自動車　年額 5,300円 普通自動車で８トン以下のもの　年額10,200円 普通自動車で８トン超のもの 10,200円に８トンを超える部分１トンまでごとに5,100円を加算した額(年額) ※　トラックのうち最大乗車定員が４人以上であるものの税率は上記税額に次の区分に応じた額を加算した額。 営業用 総排気量　加算額 １　リットル以下　3,700円 １　リットル超 1.5リットル以下　4,700円 1.5リットル超　6,300円 自家用 総排気量　加算額 １　リットル以下　5,200円 １　リットル超 1.5リットル以下　6,300円 1.5リットル超　8,000円

税目			課税標準額等	税率
道府県税	普通税	自動車税		3　バス（三輪の小型自動車を除く。） 営業用 一般乗合用（路線定期運行の用に供するもの） 乗車定員　税額（年額） 30人以下　12,000円 30人超40人以下　14,500円 40人超50人以下　17,500円 50人超60人以下　20,000円 60人超70人以下　22,500円 70人超80人以下　25,500円 80人超　29,000円 一般乗合用以外 乗車定員　税額（年額） 30人以下　26,500円 30人超40人以下　32,000円 40人超50人以下　38,000円 50人超60人以下　44,000円 60人超70人以下　50,500円 70人超80人以下　57,000円 80人超　64,000円 自家用 乗車定員　税額（年額） 30人以下　33,000円 30人超40人以下　41,000円 40人超50人以下　49,000円 50人超60人以下　57,000円 60人超70人以下　65,500円 70人超80人以下　74,000円 80人超　83,000円 4　三輪の小型自動車 営業用　年額4,500円 自家用　年額6,000円 制限税率　標準税率の1.5倍
		鉱区税	鉱区の面積、砂鉱区の延長又は面積	一定税率 1　砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区　面積100アールごとに　年額200円 採掘鉱区　面積100アールごとに　年額400円 ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区にあっては、上記の３分の２の税率とする。 2　砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに　年額600円 その他のもの 面積100アールごとに　年額200円
		固定資産税（特例分等）	大規模の償却資産の価額のうち市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額	標準税率　100分の1.4

税目			課税標準額等	税率
道府県税	目的税	狩猟税	狩猟者の登録	一定税率 1　第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、2に掲げる者以外のもの 16,500円 2　第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 11,000円 3　網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、4に掲げる者以外のもの 8,200円 4　網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 5,500円 5　第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 6　狩猟者の登録が次に掲げる登録のいずれかに該当する場合は、1から5の税率に次に定める割合を乗じた税率とする。 ①　放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 4分の1 ②　①の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録 4分の3 7　平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録で、次のいずれかに該当する場合は、1から5の税率にかかわらず、それぞれ下記のとおりとする。 ①　対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 課税免除 ②　認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 課税免除 ③　狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の管理の目的で、鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録 1から5の税率に2分の1を乗じた税率

9　県税の税率等の推移

＜県民税＞

		昭和29年度	30	31	32	33	34	37	40	41	42	45	49	50
県民税	個人	創設												
	均等割	100円			500円 ただし、所得が 24万円未満　100円 24万円以上35万円未満　300円		100円							
	所得割	所得税額の ５％		5.5％	６％	7.5％	８％	150万円以下　２％ 150万円超　４％						
	法人	創設												
	均等割	600円			3,000円 ただし、資本又は出資金額が 50万円未満　1,000円 50万円以上350万円未満　2,000円 法人でない社団又は財団で代表者の定めのあるもの　1,000円	2,000円 ただし、資本又は出資金額が 50万円未満　1,000円 50万円以上350万円未満　1,500円 法人でない社団又は財団で代表者の定めのあるもの　1,000円	600円				資本金が 1,000万円超　1,000円 上記以外　600円			
	法人税割	法人税額の ５％ （昭和49年まで標準税率適用）	5.4％						5.5％	5.8％		5.6％	5.2％	**【法人税割　超過課税】** 資本の金額又は出資金額が １億円超　6.2％ １億円以下で法人税額１千万円超　6.2％ １億円以下で法人税額１千万円以下　5.2％ （標準税率：5.2％）
	利子割													

		51	52	53	55	56	58	59
県民税	個人							
	均等割	300円			500円			
	所得割							
	法人							
	均等割	資本の金額又は出資金額が １億円超　6,000円 １千万円超１億円以下　3,000円 １千万円以下　1,800円	資本の金額又は出資金額が １億円超　20,000円 １千万円超１億円以下　6,000円 １千万円以下　2,000円	資本の金額又は出資金額が 50億円超　200,000円 10億円超50億円以下　100,000円 １億円超10億円以下　20,000円 １千万円超１億円以下　6,000円 上記以外　2,000円		資本等の金額（資本の金額又は出資金額と資本積立金額の合計額）が 50億円超　200,000円 10億円超50億円以下　100,000円 １億円超10億円以下　20,000円 １千万円超１億円以下　6,000円 上記以外　2,000円	資本等の金額が 50億円超　300,000円 10億円超50億円以下　200,000円 １億円超10億円以下　40,000円 １千万円超１億円以下　12,000円 上記以外　4,000円	資本等の金額が 50億円超　750,000円 10億円超50億円以下　500,000円 １億円超10億円以下　100,000円 １千万円超1億円以下　30,000円 上記以外　10,000円
	法人税割					資本の金額又は出資金額が １億円超　6.0％ １億円以下で法人税額１千万円超　6.0％ １億円以下で法人税額１千万円以下　5.0％ （標準税率：5.0％）		
	利子割							

		60	63	平成元年度	3	6	7	8	11	15	18
県民税	個人								定率減税の導入（市町村民税とあわせて15%相当額（４万円上限）を控除）	**【配当割の創設】** **【株式等譲渡所得割の創設】**	定率減税の縮減 （15%控除→7.5%控除（２万円上限））
	均等割	700円						1,000円			
	所得割		130万円以下　２% 130万円超　　３% 260万円超　　４%	500万円以下　２% 500万円超　　４%	550万円以下　２% 550万円超　　４%		700万円以下　２% 700万円超　　４%				
	法人										
	均等割					資本等の金額が 50億円超　800,000円 10億円超50億円以下　540,000円 １億円超10億円以下　130,000円 １千万円超1億円以下　50,000円 上記以外　20,000円					資本金等の額（法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額）が 50億円超　800,000円 10億円超50億円以下　540,000円 １億円超10億円以下　130,000円 １千万円超1億円以下　50,000円 上記以外　20,000円
	法人税割			資本の金額又は出資金額が １億円超　5.8% １億円以下で法人税額１千万円超　5.8% １億円以下で法人税額１千万円以下　5.0% （標準税率：5.0%）							
	利子割		創設								

		19	20	24	26	令和元年度
県民税	個人	**【所得税から税源移譲】** 定率減税の廃止	**【長野県森林づくり県民税の創設】** **（均等割に500円上乗せ）** **【ふるさと納税制度の創設】**	**年少扶養控除(0-15歳)の廃止** **特定扶養控除(16-18歳)の上乗せ分の廃止**	**防災施策の財源確保のため、均等割の標準税率に500円加算（令和４年度まで）**	
	均等割		1,500円（長野県森林づくり県民税を含む）		2,000円（長野県森林づくり県民税・防災財源確保措置含む）	
	所得割	所得金額にかかわらず４% （市町村民税６%）				
	法人		**【長野県森林づくり県民税の創設】** **（資本金等の額に応じて均等割額に5%上乗せ）**		**【地方法人税（国税）の創設】** **（法人税割の税率を1.8%引下げ）**	**【地方法人税（国税）の廃止及び法人事業税交付金の創設】** **（法人税割の税率を2.2%引下げ）**
	均等割		資本金等の額が １千万円以下等　21,000円 １千万円超1億円以下　52,500円 １億円超10億円以下　136,500円 10億円超50億円以下　567,000円 50億円超　840,000円 （長野県森林づくり県民税を含む）			
	法人税割				資本の金額又は出資金額が １億円超　4.0% １億円以下で法人税額１千万円超　4.0% １億円以下で法人税額１千万円以下　3.2% （標準税率：3.2%）	資本の金額又は出資金額が １億円超　1.8% １億円以下で法人税額１千万円超　1.8% １億円以下で法人税額１千万円以下　1.0% （標準税率：1.0%）
	利子割					

＜事業税（税率）＞

	昭和25年度	28	29	32	34	37	39	49	平成元年度
個人	第1種事業 12% 第2種事業 8% 特別所得税 第1種業務 6.4% 第2種業務 8%	第1種業務のうち助産婦業等 4%	特別所得税が事業税の第3種事業とされた 第1種事業 8% 第2種事業 6% 第3種事業 6% （うち助産婦業等 4%）	第1種事業 課税所得 年50万円以下 6% 年50万円超 8%		第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%			
法人	普通法人 12% 特別法人 8%		普通法人（所得課税） 50万円以下 10% 50万円超 12% 清算所得 12%	普通法人 50万円以下 8% 100万円以下 10% 100万円超 12% 清算所得 12%	普通法人 50万円以下 7% 100万円以下 8% 200万円以下 10% 200万円超 12% 清算所得 12% 特別法人 50万円以下 7% 50万円超 8% 清算所得 8%	普通法人 100万円以下 6% 200万円以下 9% 200万円超 12% 清算所得 12% 特別法人 100万円以下 6% 100万円超 8% 清算所得 8%	普通法人 150万円以下 6% 300万円以下 9% 300万円超 12% 清算所得 12% 特別法人 150万円以下 6% 150万円超 8% 清算所得 8%	普通法人 350万円以下 6% 350万円超700万円以下 9% 700万円超 12% 清算所得 12% 特別法人 350万円以下 6% 350万円超 8% 清算所得 8%	特別法人 350万円以下 6% 350万円超 8% 清算所得 8% ただし、一定の協同組合について、年10億円超 9%
	収入金額課税法人 1.6%		収入金額課税 1.5%						

	10	11	16	20	22	26
個人						
法人	普通法人 400万円以下 5.6% 400万円超800万円以下 8.4% 800万円超 11% 清算所得 11% 特別法人 400万円以下 5.6% 400万円超 7.5% 清算所得 7.5%	普通法人 400万円以下 5% 400万円超800万円以下 7.3% 800万円超 9.6% 清算所得 9.6% 特別法人 400万円以下 5% 400万円超 6.6% 清算所得 6.6% ただし、一定の協同組合について、年10億円超 7.9%	**【資本金１億円超の普通法人に対し、外形標準課税の導入】** 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 400万円以下 3.8% 400万円超800万円以下 5.5% 800万円超 7.2%	**【地方法人特別税の創設に伴う税率の引下げ】** ※H20.10.1以後に開始する事業年度に適用 普通法人 400万円以下 2.7% 400万円超800万円以下 4.0% 800万円超 5.3% 清算所得 5.3% 特別法人 400万円以下 2.7% 400万円超 3.6% 清算所得 3.6% 外形標準課税対象法人（所得割） 400万円以下 1.5% 400万円超800万円以下 2.2% 800万円超 2.9%	（H22.10.1～） 清算所得課税の廃止	**【地方法人特別税の縮小に伴う税率の引上げ】** ※H26.10.1以後に開始する事業年度に適用 普通法人 400万円以下 3.4% 400万円超800万円以下 5.1% 800万円超 6.7% 清算所得 6.7% 特別法人 400万円以下 3.4% 400万円超800万円以下 4.6% 清算所得 4.6% 外形標準対象法人（所得割） 400万円以下 2.2% 400万円超800万円以下 3.2% 800万円超 4.3%
		収入金額課税法人 1.3%		収入金額課税法人 0.7%		収入金額課税法人 0.9%

＜事業税（税率）＞

	27	28	令和元年度	2	4
個人					
法人	【資本金１億円超の普通法人に対する、所得割の税率引下げ及び外形標準課税の拡大】 付加価値割　0.72% 資本割　0.3% 所得割 400万円以下　1.6% 400万円超800万円以下　2.3% 800万円超　3.1%	【資本金１億円超の普通法人に対する、所得割の税率引下げ及び外形標準課税の拡大】 付加価値割　1.2% 資本割　0.5% 所得割 400万円以下　0.3% 400万円超800万円以下　0.5% 800万円超　0.7%	**【地方法人特別税の廃止及び特別法人事業税の創設に伴う税率の引上げ】** ※R1.10.1以後に開始する事業年度に適用 普通法人 400万円以下　3.5% 400万円超800万円以下　5.3% 800万円超　7.0% 清算所得　7.0% 特別法人 400万円以下　3.5% 400万円超800万円以下　4.9% 清算所得　4.9% 外形標準対象法人（所得割） 400万円以下　0.4% 400万円超800万円以下　0.7% 800万円超　1.0%	**【電気供給業に係る課税方式・税率等の見直し】** ※R2.4.1以後に開始する事業年度に適用 発電・小売電気事業 資本金1億円以下の法人等 収入割　0.75% 所得割　1.85% 資本金1億円超の法人 収入割　0.75% 付加価値割　0.37% 資本割　0.15%	**【資本金１億円超の普通法人に対する、所得割税率の引上げ】** ※R4.4.1以後に開始する事業年度に適用 所得割　1.0%
			収入金額課税法人　1.0%		

＜法人事業税（分割基準）＞

	昭和26年度	29	37	42	45	47	57	平成元年度	17	29
銀行業 保険業 （証券業）	従業者の数	１／２を事務所数 他の１／２を従業者数		各月の延従業者の数を期末現在の従業者の数とした	資本金が１億円以上の法人の本社管理部門の従業者数については１／２			証券業の追加	１／２を事務所数 他の１／２を従業者数	
運輸業・通信業 卸売・小売業・ サービス業等									本社管理部門の従業者数１／２措置の廃止	
製造業			資本金１億円以上の法人の本社管理部門の従業者数について１／２					資本金１億円以上の法人の工場の従業者数について1.5倍	本社管理部門の従業者数１／２措置の廃止	
鉄道業 軌道業	１／２を固定資産の価額 他の１／２を従業者の数	軌道の延長キロメートル								
ガス供給業 倉庫業		固定資産の価額								
電気供給業						１／２を発電所の固定資産の価額 他の１／２を固定資産の価額	３／４を発電所の固定資産の価額 他の１／４を固定資産の価額			・発電事業 ３／４を発電所の固定資産の価額 他の１／４を固定資産の価額 ・送配電事業 ３／４を電線路の電力の容量 他の１／４を固定資産の価額 ・小売電気事業 １／２を事務所数 他の１／２を従業員数

＜その他の税目＞

	昭和25年度	28	29	30	31	32	33	34	36	37	38	39
不動産取得税			創設 税率３％			５％	３％					
県たばこ税 （県たばこ消費税）			県たばこ消費税の創設 税率115分の５		８％					９％		
自動車税	普通自動車・小型自動車（二輪車・軽自動車含む）に対して課税						二輪小型自動車・軽自動車を市町村税の課税客体とした					
（☆税率の一例）	☆小型自動車（四輪車・自家用）4,500円	☆7,200円	☆16,000円							☆小型四輪車（乗用車・自家用・1㌧以下） 12,000円		
自動車取得税						法定外普通税として自動車取得税を課税 【例】乗用車（自家用）１％	【例】乗用車(自家用)0.5％	廃止				
軽油引取税					創設 6,000円／kℓ	8,000円／kℓ		10,400円／kℓ	12,500円／kℓ			15,000円／kℓ
その他			入場税を国税に移譲し、娯楽施設利用税を創設	固定資産税に係る大規模償却資産に対する特例を創設（1.4％）					遊興飲食税を料理飲食等消費税に名称変更		狩猟者税の廃止 狩猟免許税・入猟税（目的税）の創設	

	40	42	43	49	51	54	56	59	61	平成元年度
不動産取得税							税率4％ S56.7.1からS61.6.30までの住宅取得は3％ S56.7.1からS61.6.30までの住宅用土地の取得は、税額から４分の１相当額を減額		住宅及び住宅用土地に係る特例措置を、 H元.6.30まで延長	住宅及び住宅用土地に係る特例措置を、H4.6.30まで延長
県たばこ税 （県たばこ消費税）		10.3％							(S60～) 従価割　8.1％ 従量割　200円／千本 (S61～) 従量割につき、160円／千本を加算	県たばこ税に名称変更し、従価割を廃止 紙巻たばこ 1,129円／千本 旧３級品　536円／千本
自動車税										普通自動車と小型自動車との車種区分を廃止
（☆税率の一例）	☆小型自動車（四輪車・自家用・1㌧以下）　18,000円				☆四輪以上の小型自動車（自家用・1㌧以下） 23,500円	☆25,500円		☆29,500円		☆乗用車（自家用・1㌧以下） 29,500円
自動車取得税			自動車取得税（目的税）の創設　３％	暫定税率の適用 自家用自動車で軽自動車以外のもの　５％						
軽油引取税					暫定税率の適用 19,500円／kℓ （本則税率15,000円／kℓ）	暫定税率の適用 24,300円／kℓ （本則税率15,000円／kℓ）				
その他						狩猟免許税を狩猟者登録税に名称変更				消費税（国税）の創設に伴う間接税目の整理 （娯楽施設利用税をゴルフ場利用税に名称変更） （料理飲食等消費税を特別地方消費税に名称変更）

	4	5	7	9	10	11	12	13	14	15	16
不動産取得税	住宅及び住宅用土地に係る特例措置を、H7.6.30まで延長		住宅及び住宅用土地に係る特例措置を、H10.6.30まで延長		住宅及び住宅用土地に係る特例措置を、H13.6.30まで延長			住宅及び住宅用土地に係る特例措置を、H16.6.30まで延長		税率4% H15.4.1からH18.3.31までに行われた不動産（住宅、住宅以外の家屋、土地）の取得は3%	
県たばこ税				紙巻たばこ 692円／千本 旧３級品 329円／千本		紙巻たばこ 868円／千本 旧３級品 413円／千本				紙巻たばこ 969円／千本 旧３級品 461円／千本	
自動車税									グリーン化特例（軽課・重課）の創設		
（☆税率の一例）											
自動車取得税											
軽油引取税		暫定税率の適用 32,100円／kℓ （本則税率15,000円/kℓ）									
その他				**【地方消費税の創設】** （消費税（国税）４%、地方消費税１%）			特別地方消費税の廃止			**＜当県独自＞ 【創業５年以内のNPO法人に対する減免制度の創設】 （法人県民税均等割）**	狩猟税（目的税）の創設 狩猟者登録税・入猟税の廃止

	17	18	19	20	21	22	24	25	26	27	28	29
不動産取得税		税率４% 住宅及び土地に係る税率の特例措置(3%)をH21.3.31まで延長 住宅以外の家屋に係る税率の特例措置として、H18.4.1からH20.3.31までの２年間に限り3.5%		住宅以外の家屋に係る税率の特例措置の廃止（標準税率４%を適用）	住宅及び土地に係る税率の特例措置をH24.3.31まで延長		住宅及び土地に係る税率の特例措置を、H27.3.31まで延長			住宅及び土地に係る税率の特例措置を、H30.3.31まで延長		
県たばこ税		紙巻たばこ 1,074円／千本 旧３級品 511円／千本				紙巻たばこ 1,504円／千本 旧３級品 716円／千本		紙巻たばこ 860円／千本 旧３級品 411円／千本			旧３級品 481円／千本	旧３級品 551円／千本
自動車税												
（☆税率の一例）												
自動車取得税				暫定税率失効に伴い、 H20.４月は　３% H20.５月以降　５%	一般財源化（普通税）	暫定税率の廃止（適用税率は５%）			税率の引下げ 営業用自動車及び軽自動車　２% 自家用自動車　３%			
軽油引取税				暫定税率失効に伴い、 H20.４月は　15,000円／kℓ H20.５月以降 32,100円／kℓ	一般財源化（普通税）	暫定税率の廃止（適用税率は32,100円／kℓ）						
その他	**＜当県独自＞ 【信州ものづくり産業投資応援減税の創設】 （不動産取得税）**	**＜当県独自＞ 【創業等応援減税の創設】 （事業税／H18・19年度の自動車税）**	**＜当県独自＞ 【消防団活動応援減税を創設】 （事業税）**						消費税率の引上げ 消費税（国税）6.3% 地方消費税1.7%	狩猟税に係る軽減措置の拡充 ・対象鳥獣捕獲員 → 非課税 ・認定鳥獣捕獲等事業者 → 非課税 ・有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲従事者 → 税率1/2		

	30	令和元年度	2	3	6
不動産取得税	住宅及び土地に係る税率の特例措置を、R3.3.31まで延長			住宅及び土地に係る税率の特例措置を、R6.3.31まで延長	住宅及び土地に係る税率の特例措置を、R9.3.31まで延長
県たばこ税	H30.10.1以降 紙巻たばこ　930円／千本 加熱式たばこの課税区分新設 H30.4.1以降 旧３級品　656円／千本		R2.10.1以降 紙巻たばこ　1,000円／千本 葉巻たばこ　0.7g未満→0.7本	R3.10.1以降 紙巻たばこ　1,070円／千本 葉巻たばこ　１g未満→１本	
自動車税		種別割標準税率の引下げ ※R1.10.1以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車 環境性能割の創設（R1.10.1） 自家用乗用車に係る臨時的軽減措置（～R2.9.30）	環境性能割 自家用乗用車に係る臨時的軽減措置を、R3.3.31まで延長	環境性能割 自家用乗用車に係る臨時的軽減措置を、R3.12.31まで延長	
（☆税率の一例）		☆乗用車（自家用・1㍑以下） 25,000円			
自動車取得税		R1.9.30廃止			
軽油引取税					
その他		消費税率の引上げ　R1.10.1～ 標準税率 消費税（国税）7.8% 地方消費税　2.2% 軽減税率 消費税（国税）6.24% 地方消費税　1.76%			

10　ふるさと信州寄付金の受付実績及び推移

１　令和６年度の実績

件数　７万 206 件（前年度比　▲4,599 件、93.9%）

金額　９億 7,958 万 7,035 円（前年度比　▲１億 1,013 万 7,425 円、89.9%）

【寄付内訳】

		件　数	金　額(円)
		70,206	**979,587,035**
令和6年度	一般寄付	69,426	894,202,000
	ガチなが	780	85,385,035

（参考）令和５年度　件数：74,805 件　金額 1,089,724,460 円

２　一般寄付の使途希望

希望分野	件数	金額（円）
子ども・若者応援	7,974	103,470,000
脱炭素社会構築、自然・環境保全	4,227	56,807,000
教育・人づくり	3,119	42,985,000
防災・減災対策	2,305	29,628,000
移住・交流促進、観光	1,688	22,046,000
産業振興	1,101	15,597,000
その他/県に一任	49,012	623,669,000
合計	69,426	894,202,000

３　共創型ふるさと納税受付サイト「ガチなが」の実績

類型	プロジェクト名	件数	金額(円)
クラウド ファンディング型	ライチョウ保護	165	9,152,647
	信州こどもカフェ応援	17	3,222,000
	信州日本酒全国№.１	45	1,435,000
	真田昌幸の書状購入	206	2,585,000
	高校生留学応援	7	626,000
	信州型フリースクール応援	5	509,000
特定施策	信州「学び」応援寄付金	225	50,074,058
	信州ユニバーサルツーリズム	2	40,000
	沿道美化	0	0
	信濃の学生応援奨学金事業	17	559,700
	林業大学校の学生応援奨学金	20	1,053,400
	山小屋応援・山岳遭難防止	40	1,553,000
個別使途		31	14,575,230
合計		780	85,385,035

４　ふるさと信州寄付金の実績（直近３年）　※取扱開始(H20.1.1)からの累計

区分	個人		法人・団体		計	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）
R4 年度	78,189	1,093,167,776	94	37,404,992	78,283	1,130,572,768
R5 年度	74,756	1,048,643,000	49	41,081,460	74,805	1,089,724,460
R6 年度	70,112	928,128,856	94	51,458,179	70,206	979,587,035
累　計※	554,216	7,364,014,327	603	387,114,643	554,819	7,751,128,970

11　県税事務所管轄区域の状況

所名	所在地	管轄区域	市町村数（R7.4.1現在）				管轄面積	人口総数	世帯数
			市	町	村	計	（k㎡）	（人）	（世帯）
総合県税事務所	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 (026)233-5151（代表）	長野市 須坂市 千曲市 埴科郡 上高井郡 上水内郡	3	4	2	9	1,558.00	512,970	221,374
総合県税事務所 北信事務所	〒383-8515＊ 中野市大字壁田955 (0269)22-3111（代表）	中野市 飯山市 下高井郡 下水内郡	2	1	3	6	1,009.45	77,123	31,627
東信県税事務所	〒385-8533＊ 佐久市跡部65-1 (0267)63-3111（代表）	小諸市 佐久市 南佐久郡 北佐久郡	2	5	4	11	1,571.18	201,380	87,217
東信県税事務所 上田事務所	〒386-8555＊ 上田市材木町1-2-6 (0268)23-1260（代表）	上田市 東御市 小県郡	2	1	1	4	905.37	187,392	82,117
南信県税事務所	〒396-8666＊ 伊那市荒井3497 (0265)78-2111（代表）	伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡	2	3	3	8	1,348.40	173,453	75,053
南信県税事務所 諏訪事務所	〒392-8601＊ 諏訪市上川1-1644-10 (0266)53-6000（代表）	岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡	3	2	1	6	715.75	185,820	82,090
南信県税事務所 飯田事務所	〒395-0034 飯田市追手町2-678 (0265)23-1111（代表）	飯田市 下伊那郡	1	3	10	14	1,928.89	146,226	59,544
中信県税事務所	〒390-0852 松本市大字島立1020 (0263)47-7800（代表）	松本市 塩尻市 安曇野市 東筑摩郡	3	－	5	8	1,868.74	413,585	183,476
中信県税事務所 木曽事務所	〒397-8550＊ 木曽郡木曽町福島2757-1 (0264)24-2211（代表）	木曽郡	－	3	3	6	1,546.15	22,887	10,457
中信県税事務所 大町事務所	〒398-8602＊ 大町市大町1058-2 (0261)22-5111（代表）	大町市 北安曇郡	1	1	3	5	1,109.65	53,727	23,701
県庁	〒380-8570＊ 長野市大字南長野字幅下692-2 (026)232-0111（代表）								
	県計		19	23	35	77	13,561.58	1,974,563	856,656

(注) 1　人口総数・世帯数は、毎月人口異動調査(R7.4.1現在)資料による(推計値を含む。)。
2　人口総数の県計は、県内市町村間の移動を考慮せず、国・都道府県間異動のみを加減して算出しているため、市町村間の移動を加減して算出している県税事務所管轄区域別人口総数とは、一致しない。
3　面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(R7.1.1現在)による。
4　管轄面積は端数処理のため県計と内訳が一致しない場合がある。
5　郵便番号の後ろに＊の表示のある所については、専用郵便番号であり、住所記載は不要
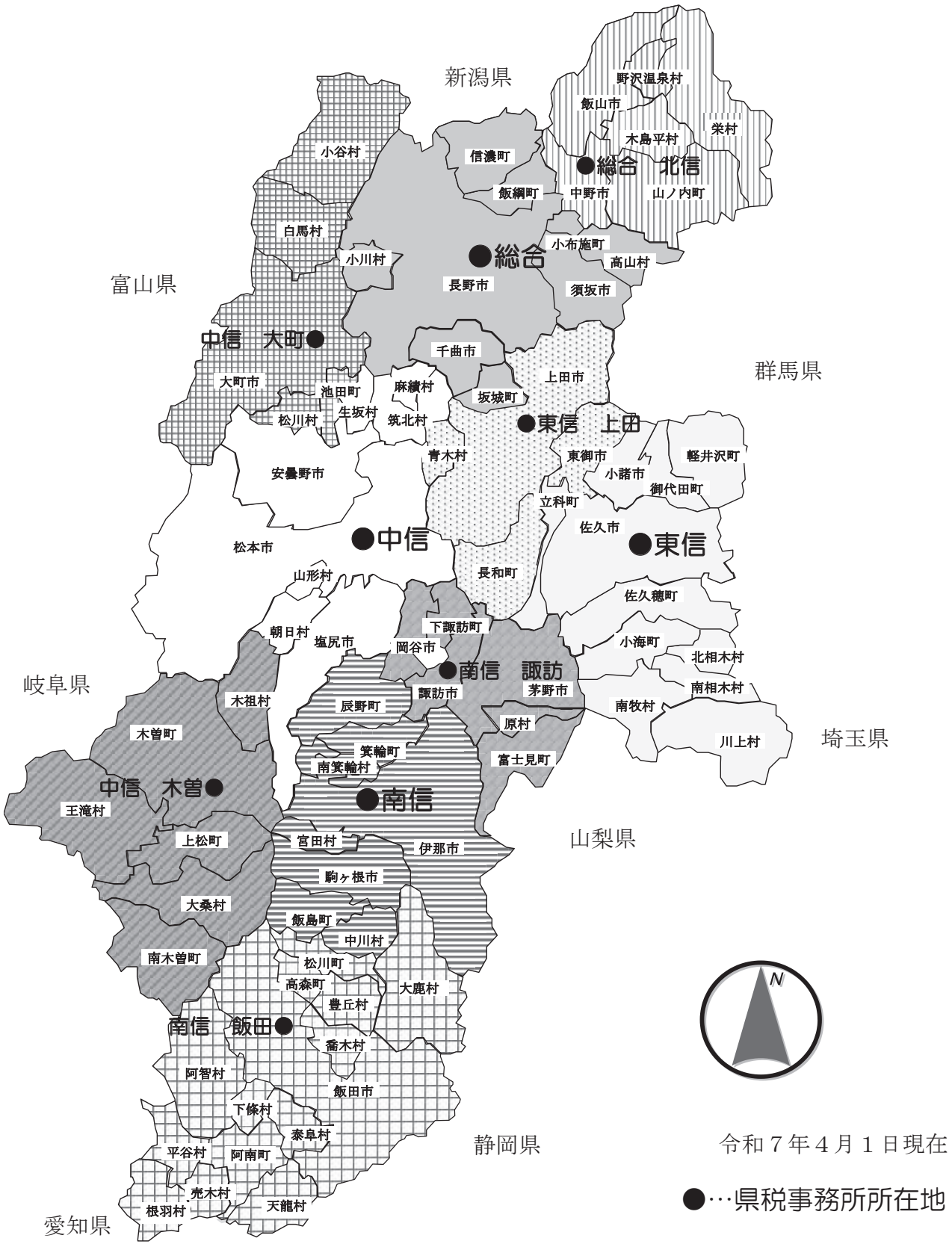
12　県税事務所管轄区域図